

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	別紙(P62)
2560	<p>1113-1 (全般)</p> <p>3. (1) 変更の概要 (P5-) の設工認名称と、仕様表の名称が一致していないものがある。考え方を整理して説明すること。</p> <p>(例)</p> <p>「シリンドビット」(p58) は、「原料貯蔵所」の仕様表 (P1095) に含まれている。「仕上りベレレット貯蔵棚」(P60) は、仕様表 (p1332) の名称が「仕上りベレレット貯蔵棚(1)~(32)」になっている。</p> <p>「気体降塵設備(1)給気ファン(3) (分析室、分光分析室給気系統(2))」(P62) は、仕様表 (P1549) の名称が「気体降塵設備(1)給気ファン(3)」になっている。</p> <p>「気体降塵設備(1)給気ダクト・ダンパ」(P63) は、仕様表が2つ (P1576,1591) に分かれている。</p> <p>「保管降塵設備降塵薬物貯蔵設備(5)」(P75) の仕様表がない。</p>	<p>シリンドビット貯蔵棚</p> <p>安全機能番号の付いている設備で、建物と一体構造の設備あるいは付随設備は建物の仕様表に含めて記載しています。</p> <p>・仕上りベレレット貯蔵棚</p> <p>変更の概要では総称機器名称として仕上りベレレット貯蔵棚と記載しているのに対し、仕様表では個別機器名称として仕上りベレレット貯蔵棚(1)~(32)と記載しています。</p> <p>・気体降塵設備(1)給気ファン(3) (分析室、分光分析室給気系統(2))</p> <p>変更の概要と仕様表では名称が異なっているので、敬告させます。</p> <p>・気体降塵設備(1)給気ダクト・ダンパ</p> <p>仕様表は設工認場所2枚に分けています。そのため、変更の概要では員数を2式と記載しています。</p> <p>・保管降塵設備降塵薬物貯蔵設備(5)</p> <p>「付属建物第3降塵物倉庫 降塵薬物貯蔵設備(5)」として、P1503~1504に記載しています。</p>	<p>別紙(P62)</p>
2561	<p>1113-2 (地震)</p> <p>ADU受けホップ (P240) は、ロータリーキルン (p254) の一部であるADU設備共通架台に設置している。「土間コンクリート」ではなく、「耐震強度を有する設備・機器により支持」と記載すべき。(地震IL以外のILと同じ整理) 同様の設備・機器は多数あるので水平展開すること。</p>	<p>土間コンクリートに設置された共通架台に設置している設備は、共通架台が土間コンクリートによって支持されているという考え方に基づき、共通架台に設置している設備は土間コンクリート(5次申請の表イ設-14充填装置と同様の記載です。)</p>	-
2562	<p>1113-3 (搬送)</p> <p>添設7-1-1表 (P5630) について、成形施設の本成形用プレスと同様の構造の組成形プレス (P2980) は影響評価の対象としないのか。(同様だから、本成形プレスで代表させてる?)</p>	<p>本成形用プレスは申請機器に搬送設備のベレットコンテナが含まれているため添設7-1-1表に記載しています。(283) 組成用プレスの申請範囲はプレス本体のみなので、添設7-1-1表に記載はしていません。なお、組成用プレスの搬送設備である (286) スラゴコンテナは同表に記載しています。</p>	-
2563	<p>1113-4 (搬送)</p> <p>P5627. 仮焼ボート用台車、大型粉末容器用クレーン、運搬台車、電動リフトについては、許可の安全総能力一覧 (p51~) では、落下防止が記載されているだけで、停電時保持機能は記載されていない。許可から記載が追加された経緯如何。</p>	<p>ご指摘の機器については、上下方向に動作する機器であり人体への影響が否定できないことから安全性向上のために停電時保持機能を付与しました。落下防止機能の一部として考えておりましたが、ご指摘を踏まえ添付説明書にて事業許可からの変更点として明記します。</p>	<p>添付説明書-設7 (P6039)</p>
2564	<p>1113-5 【化学処理施設】</p> <p>○表イ設-37 ロータリーキルン (P255)</p> <p>・地震_[6.1-設4]インターロックの制御部は・・・→地震インターロックの制御部は・・・(他の関係箇所も共通)</p> <p>・ロータリーキルン炉芯管の支持方法、支持部の構造について説明のこと。(図イ設-37)</p>	<p>・再考。地震インターロックに関する記載については、ご指摘反映し、補正申請に反映させていただきます。</p> <p>・炉芯管の水平方向と軸方向をローラーで支持する構造としています。(図イ設-37(2)/16)を参照ください。)</p>	<p>・表イ設-37(1/4) (P275)</p>

MRJ機からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2565	1113-6 ○表1設-41 サンプラ (P265) 地震_サンプラ_フードボックス → フードボックス (サンプラ) では? (表1付1申請機器名称対象表 121本設工認名称もサンプラ_フードボックス (サンプラ) では?)	仕様表の"地震による傾倒防止欄"の部位名称の記載は、機器図の前掲評価部位(□囲い)の名称を記載する要領としております。表1付1"申請機器名称対象表"については、仕様表の"機器名"を記載しております。	-
2566	1113-7 【成形施設】 ○表1設-6 バックアップフィルタ (P621) バックアップフィルタは、(271) (279) の2種類あるが、設置場所、機器名、変更内容等にある (1) ~ (3) が、いずれの申請機器に対応するかが不明。	バックアップフィルタ(1)~(3)がどの安全機能番号かわかるように、添付図 (図ハ設-5、15、17) の右上に記載の表内に安全機能番号を記載して識別しております。なお、安全機能番号との対応は、(271) : (1)、(279) : (2)(3) となります。 なお、仕様表の「地震時の具傷の防止」欄でも識別が可能です。	・表ハ設-6 (P667)、16 (P688)、17 (P691)、60 (P784)
2567	1113-8 ○表ハ設-40 ベレット外観検査装置 (P698) 員数_検査装置 (343) は5基だが、金属容器受 (343) は許可では7基、これも5基ということか。(異なるのであれば、区別した記載が必要)	{344} 金属容器(ベレット)受と {343} ベレット外観検査装置 (外観検査用) のそれぞれの基数(組み合わせ) は、添付図 (図ハ設-78、79、80、81、82) の右上に記載の表内に安全機能番号とあわせて記載してあります。なお、本事例のような場合 (仕様表に記載の申請機器に対してそれを構成する安全機能設備・機器が1対1でない場合) については、仕様表の員数欄に ○ 書きで「{344} 金属容器 (ベレット) 受○基含む」を記載します。	・表ハ設-40 (P744) ・表1設-37 (P275)、93 (P389)
2568	1113-9 ○表ハ設-51 焼結設備 連続焼結炉(1) 図ハ設-51 (P3037) において、ポートの連続部の構造 (A-A矢視)、地震時の支持機能の有無について説明のこと	当該図のA-A矢視によるポート連続部のポートは、耐震仕様で評価された焼結炉本体内に充填された耐熱レンガにより支持されています。具体的には焼結炉内ではポート底面をレンガにより支持してあります。ポート連続時にはポート部側面をレンガが支持する構造です。	-
2569	1113-10 ○表ハ設-61 連続焼結炉 (加工棟) (P740) ・地震_地震計取付ポルト [ ] の記載がない。(他の機器では記載) ・図ハ設-61 (P3119) 本体上部のクレーンが設備の構成機器に示されていないが目的は何か。上部の2点荷線は何を示すものか。又、これらは、地震時、炉本体への波及的影響はないか。	・表ハ設-61及び別表ハ設-61に取付ポルトの情報を記載します。 ・図ハ設-112の本体上部にあるクレーンは、点検補修時に使用するもので、2点荷線は点検補修時の足場、手摺り、クレーン、階段で、申請対象外設備のため注記で申請対象外であること明確にします。なお、当該機器は耐震1級の連続焼結炉の耐震評価面にて負担として負荷しております。また、当該機器については地震時に連続焼結炉へ波及的影響がないことを確認しており、それがわかるように本文 (機器図) に「波及的影響がないことを確認」と記載することとします。	・表ハ設-61 (P786) ・別表ハ設-61 (P863) ・図1設-85(1/2) (P2824)、86 (P2826)、121(1/2) (P2888)、124(1/2、2/2) (P2899、P2900)、125(1/2、2/2) (P2901、P2902)、126 (P2903)、127 (P2904)、128(1/2) (P2905)、130 (P2910)、131 (P2911)、132(1/2) (P2912) ・図ハ設-2(1/2) (P3093)、14(5/5) (P3121)、16(5/5) (P3127)、36 (P3163)、37 (P3164)、53(1/4) (P3205)、68 (P3226)、74 (P3233)、78 (P3237)、79 (P3238)、84 (P3243)、112(1/7) (P3280) ・図ハ設-20(1/2) (P3786)、27(1/2) (P3494) ・図ト系-液2 (P3692)、図ト設-液14 (P3775) ・図ト設-固1 (P3779)、固3(1/3) (P3782)

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2570 1113-11	<p>【被覆施設】</p> <p>○図二配-2(P3159) 被覆施設機器配置図</p> <p>燃料棒搬送装置 (高電流検査装置2類)、Y線走査装置 (2類) は、1類の燃料棒スタックコンベアに隣接しているが、地震時の波及的影響の考慮はないか。</p>	<p>耐震重要度分類が低位の設備が高位の設備に隣接している場合、据付部を評価することで、隣接設備に波及的影響がないことを確認します。</p> <p>該当する機器は波及的影響がないことを本文 (仕様表) に記載します。</p> <p>(仕様表の両端の重要度分類を記載している箇所に「隣接する高位の機器への波及的影響がないことを確認済み」と記載する。)</p>	<p>- (2603で対応)</p>
2571 1113-12	<p>【組立施設】</p> <p>○表ホ設-16 燃料集合体検査ヒット (P1033)</p> <p>地震 燃料集合体嵌合台に(1)~(3)の区別がない。全体を示すのであればアンカーボルト本数は x 3 になるのではないか。(図ホ設-17)</p>	<p>燃料集合体嵌合台(1)~(3)は同一構造で、独立していることから仕様表の"地震による損傷の防止"欄には代表して1基分のみを記載していましたが、ご指摘を踏まえ仕様表にその旨が分かるように記載します。</p>	<p>・表ホ設-1 (P194)、2 (P197)、4 (P201)、5 (P203)、6 (P205)、7 (P208)、10 (P215)、11 (P219)、13 (P223)、15 (P228)、16 (P230)、17 (P233)、19 (P237)、20 (P239)、21 (P242)、25 (P251)、26 (P253)、27 (P255)、29 (P259)、30 (P261)、31 (P263)、32 (P265)、36 (P273)、37 (P275)、39 (P281)、40 (P283)、41 (P285)、80 (P363)、84 (P371)、93 (P389)、98 (P400)、99 (P402)、100 (P404)、101 (P406)、103 (P411)、104 (P413)、105 (P415)</p> <p>・表ホ設-15 (P686)、20 (P698)、21 (P700)、35 (P734)</p> <p>・表二設-1(3/3)(P936)、4(2/2)(P942)、12(3/4)(P962)、19(2/2)(P977)</p> <p>・表ホ設-4(2/2)(P1072)、13(2/2)(P1090)、16(2/2)(P1095)</p> <p>・表へ設-1、14、16、17、37、38、41、48(2/2)(P1307)、51(2/2)(P1313)、52(2/2)(P1315)</p>
2572 1113-13	<p>【燃料物質の貯蔵施設】</p> <p>○図へ設-11 (P3309) 粉末貯蔵設備運搬台車</p> <p>本設備は、常時、アンカーボルトにより固定されているのか。台車の取扱い方法について説明のこと。</p>	<p>粉末貯蔵設備運搬台車は、新規制対応で従来のピン固定からボルト固定に設計変更しており、台車として使用することはありませんが、名称については、従来通り事業許可や設工図の"台車"という名称を継続使用しています。</p>	<p>-</p>
2573 1113-14	<p>○図へ設-38 (P3348) UO2ペレット貯蔵設備仕上がりペレット貯蔵棚転倒防止部 (棚側の凸部を含む) が耐震計算部位に含まれない理由を説明のこと。</p>	<p>転倒防止部は耐震性を含む落下防止の観点で問題ないことを確認しています。棚側の凸部も同様ですが、構造的に評価の難しい転倒防止部を代表として実寸法を満足していることを機器図に記載しています。なお、機器図の矢印を(1/2)と(2/2)で整合するように修正します。</p>	<p>・図へ設-38(2/2) (P3508)</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2574	1113-15 ○ 車へ設-38 (P1199) 仕上りベレット貯蔵船 仕上りベレット貯蔵船架台(1)~(10)の10基は許可に記載なし。設備として考慮されていたものか。 ○ 図へ設-50 (P3363) 燃料貯蔵設備 トラバーサ トラバーサは、地震時に浮き上がりが生じないか。転倒防止策は不要か確認のこと。	許可で記載の「仕上りベレット貯蔵船」が示す設備は、仕上りベレット貯蔵船(136基)を接岸する架台を含むもので、架台部も設備として考慮しており、耐震重要度分類も第1類としています。	-
2575	1113-16 ○ 図へ設-50 (P3363) 燃料貯蔵設備 トラバーサ トラバーサは、地震時に浮き上がりが生じないか。転倒防止策は不要か確認のこと。	地震による転倒防止策として、レールを挟み込む構造となっていますが、現在の図ではわかりにくいため、機器図に当該部の拡大図を追加し、評価結果に追記します。 トラバーサ同様、レールの上に設置されている設備の地震による転倒防止策を機器図に記載し、評価結果を添付説明書-設3-1の耐震評価結果に追加します。	・ 図へ設-50(1/2)、(2/2) (P3522、P3523) ・ 別表へ設-49 (P1378) ・ 添付説明書-設3-1 (P5693)
2576	1113-17 ○ 図へ設-54 (P3372) 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン 天井クレーンの走行レール部が耐震計算部位に含まれない理由を説明のこと。	走行レール部の耐震評価も実施しておりますが、クレーン本体の評価結果を代表して記載していません。	-
2577	1113-18 ○ 図へ設-54 (P3376) 輸送物貯蔵設備 天井走行クレーン (容器管理用) 第3類の天井クレーンの取り扱ひ、適合性説明 (地盤) に当該クレーンを設置する建物 (容器保管棟) の記載がない。	適合説明書 (資料2 設) に付属建物容器管理棟を追記します。	・ 資料2 設(P4717)
2578	1113-19 【放射性物質の廃棄施設】 (気体廃棄設備) ○ 図ト系1-10 気体廃棄設備(1) 転換加工室 局所排気系統(3)他 ・ 図ト系1-10 (3/5) 排気冷却装置 コンデンサ (共に2類) に接続される第3類ダクトとの境界がノズル位置に見えるが、第1支持点まで上位の耐震クラス (2類) になるのではないか。	排ガス冷却装置とコンデンサ(双方耐震重要度第2類)間のダクトは耐震重要度分類3類です。ご指摘の通り、第1支持点までは波及的影響を考慮し実態は耐震重要度2類で評価を実施しております。コメント№1113-20への回答に示す通り、基本方針書へ追記します。	・ 添付説明書-設3-2-付1(P5737)
2579	1113-20 ・ 排気系統の系統図に耐震重要度分類の色分けがあるが、同様に耐震クラスが異なる機器との接続部は、第1支持点までが上位クラスになる。注記等記載方法を検討のこと (基本方針書に添付説明書-設3-3付1にある考え方を追加のこと)	5次申請で記載した異なる耐震クラスの接続部における支持間隔の考え方を基本方針に追記します。	・ 添付説明書-設3-3-付1(P5774~5775)
2580	1113-21 ・ 許可安全機能一覧の耐震重要度分類は、( )内の配管、ダクトも含むのか? (排ガス冷却装置等の排気系統が3類のため)	{632}排ガス冷却装置 {633}コンデンサ間のダクトは{629}排気ダクト・ダンパであり、別の安全機能番号、耐震重要度分類となります。これらが明確になるように図ト系1-10(1/5)、(3/5) に安全機能番号{629}排気ダクト・ダンパを追記します。	・ 図ト系 1-10(1/5) (P3579) ・ 図ト系 1-10(2/5) (P3580) ・ 図ト系 1-10(3/5) (P3581)
2581	1113-22 ○ 図ト系3-12 気体廃棄設備(3) (P3515) 他 ・ 2F機械室給気口付近で、1類の給気エリア内に3類の内部構造物 (フィルタ) があるが、1類のダクト、給気部分に波及的影響はないか。	フィルタは機能上耐震重要度第3類ですが、耐震上は耐震重要度第1類のダクトと一体として評価しております。	-

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2582	1113-23 (液体廃棄設備) ○(760)集水槽 (許可は集水ピット) ・表1-設-液16 (P1784) 地震による損傷 当該機器は、許可の1類から第3類に変更されているが、変更理由、経緯について説明のこと	申請書P4256の表2、「事業許可との相違点リスト (3/10)」に以下の通り本申請における事業許可との整合性として説明させていただいています。 『事業許可では、加工棟成型工場廃液処理室の床面に設置する集水槽について、加工棟成型工場廃液処理室の床面も動揺して加工棟成型工場と同じ耐震重要度分類1類と分類して記載されています。 本集水槽を設置する加工棟成型工場は耐震重要度分類1類として設計し、その床面の土間コンクリートについても十分な支持性能を有する地表近くのローム層に支持される設計となっております。(2次申請 添付説明書-建2付録1)。 このことから、本設工認申請では、窪みに設置する集水槽を具体的な申請対象機器として記載しています。 当該の集水槽は、加工棟成型工場の手洗い水等を貯留するためのものであることから、その安全重要度を鑑みて耐震重要度分類第3類として耐震設計を行う。』	資料8(P4807) ・添付説明書-設2(P5550、5559)
2583	1113-24 p3541. 集水槽の安全機能番号が未記載。	図1系-液2に集水槽の安全機能番号 (760) 集水ピット (集水槽) を記載します。	・図1系-液2 (P3692) ・図1-設-液16 (P3777) ・図1-設-液17 (P3778)
2584	1113-25 ○系統図の色分け (系統別) に耐震重要度分類系統図での重要度分類による色分け (重要度別) と同一のものがあり異なる。記載方法を検討のこと	図面単位で、色、線種の差図を凡例に示していますので、それに従い、系統図の内容をご確認願います。	-
2585	1113-26 [添付説明書-設3 設備の耐震性に関する説明書 (基本方針書) ]O1.3設備機器の耐震評価方法 (P5318) ・(2)はリモデルでは、FAP3、NASTRAN等解析コードの他に構造計算式 (ロータリーキルン) も使用しているのではないか。設計方針に漏れがないか確認のこと。	「構造計算式」の評価方法も使用しております。添付説明書 設3の1.3. 設備・機器の耐震評価の方法 (2)に「構造計算式」の文言を追加します。	・添付説明書-設3(P5671)
2586	1113-27 ・P5319. 添設3-1図 モデル選択フロー_図の中央及び*2にある「2次元構造」について、添設3-2図に示す「3次元モデル」と異なるので、適切な記載を検討のこと。	添付説明書-設3 添設3-1図中の「2次元構造を考慮する必要があるか」という文言を「はリモデルで適切に評価できる」と変更し、NOの場合はシェルモデルとするようフローを修正します。	・添付説明書-設3(P5672)
2587	1113-28 ○添付説明書 設3-1付1 (許容結果) ・P5327 添設3-1-1表 化学処理施設 計算結果 (2/3) ロータリーキルンの損付けポルトの評価が示されていない理由を説明のこと。	添設3-1-1表の部位名称「ロータリーキルン(1)(2)」はロータリーキルンの炉芯管の評価結果を記載しています。炉芯管はNo.1113-5で回答のとおりローラーで支持する構造となっており、なお、ローラーはポルトで固定されているため、取付ポルトの評価結果を添設3-1-1表に記載します。	・添付説明書-設3-1 (P5686) ・表2-設-12 (3/4) (P962) ・列表2-設-12(3/6)、(4/6) (P997,998) ・図1-設-22(12/24)、(17/24)(P3391,3396)
2588	1113-29 ○添付説明書 設3-1付1 (許容結果の決定) ・P5338 2.2各種合成構造設計指針・同解説_アンカーポルトの許容風圧に依る記載で、同指針・解説をそのまま引用している部分については文献の該当箇所を示し、基本方針を記載すること。	2.2の内容を、各種合成構造設計指針・同解説の4.5章からの引用とします。	・添付説明書-設3-1-付1(P5697)

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第一回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第一回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2589 1113-30 ・P5346 表5 (3/4) 部材の許容限界 (国) 物質・材料研究機構構造金属材料データベースに基づき づく [ ] の許容限界について出典、許容限界値の妥当性について説明のこと	<p>六次第一回補正申請書に対するコメント</p> <p>・P5346 表5 (3/4) 部材の許容限界 (国) 物質・材料研究機構構造金属材料データベースに基づき [ ] の許容限界について出典、許容限界値の妥当性について説明のこと</p>	<p>コメント回答 (注: ページは第一回補正申請書)</p> <p>国立研究開発法人 物質・材料研究機構のデータベースへのアクセス要領は下記の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <a href="https://www.nims.go.jp/">https://www.nims.go.jp/</a> にアクセス</li> <li>2. 「研究情報」 → 「研究データベース」 をクリック</li> <li>3. 「mainnavi」 をクリック</li> <li>4. 「kinzoku」 のログインをクリック</li> <li>5. 「JISG4902」 を検索する。</li> </ol> <p>参照が明確になるよう、以下の注記を追加します。</p> <p>「国立研究開発法人 物質・材料研究機構のデータベース (<a href="https://www.nims.go.jp/">https://www.nims.go.jp/</a>) の JISG4902 を参照」</p>	<p>・添付説明書-設3-1-付1(P5700)</p>
2590 1113-31 ○添付説明書 設3-1-付2 (はり要素による3次元FEM解析モデル) ・添付3 組成部材高さによるモーメントの考慮、個別機器の重が約18頁添付されているが、個別の記載は不要。基本方針書としてバランスのとれた記載を検討のこと。	<p>○添付説明書 設3-1-付2 (はり要素による3次元FEM解析モデル)</p> <p>・添付3 組成部材高さによるモーメントの考慮、個別機器の重が約18頁添付されているが、個別の記載は不要。基本方針書としてバランスのとれた記載を検討のこと。</p>	<p>評価条件は5次申請のものに包絡されています。</p> <p>標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方を、基本方針書に追加します。</p>	<p>・添付説明書-設3-1-付2(当該項目削除)</p>
2591 1113-32 ○添付説明書 設3-2 (配管の前震性に関する説明書) 5次申請を引用しているが、材料、温度等が5次で包絡されているのか。耐震重要度に応じた標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方について記載すること (耐震分類が異なる部分の標準支持間隔の考え方を含む) (P5373)	<p>○添付説明書 設3-2 (配管の前震性に関する説明書)</p> <p>5次申請を引用しているが、材料、温度等が5次で包絡されているのか。耐震重要度に応じた標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方について記載すること (耐震分類が異なる部分の標準支持間隔の考え方を含む) (P5373)</p>	<p>評価条件は5次申請のものに包絡されています。</p> <p>標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方を、基本方針書に追加します。</p>	<p>・添付説明書-設3-2(P5709～P5732、P5734～P5735)</p>
2592 1113-33 ○添付説明書 設3-3 (ダクトの前震性に関する説明書) 配管に関するコメントと同じ。	<p>○添付説明書 設3-3 (ダクトの前震性に関する説明書) 配管に関するコメントと同じ。</p>	<p>評価条件は5次申請のものに包絡されています。</p> <p>標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方を、基本方針書に追加します。</p>	<p>・添付説明書-設3-3(P5739～5772)</p>
2593 1113-34 ○適合説明書P4532 (5.1-建1) ・許容支持力の算定根拠を記載すること。 ○添付説明書-建2 ・地盤の許容応力度を記載すること。	<p>○適合説明書P4532 (5.1-建1)</p> <p>・許容支持力の算定根拠を記載すること。</p> <p>○添付説明書-建2</p> <p>・地盤の許容応力度を記載すること。</p>	<p>建物・構築物(面接基礎)</p> <p>建築基準法施行令第93条 (地盤及び基礎ぐい) に基づいて定めています。</p> <p>ローム層: 長期・・50kN/m<sup>2</sup>、短期・・長期の2倍</p> <p>密実な層: 長期・・300kN/m<sup>2</sup>、短期・・長期の2倍</p> <p>長期許容応力度は、建築基準法施行令第93条 (地盤及び基礎ぐい) 、短期許容応力度は、道路橋示方書・同解説Ⅳ (下部構造) に基づいて定めています。</p> <p>長期・・50kN/m<sup>2</sup>、短期・・長期の1.5倍</p> <p>上記の許容応力度、及びその根拠を、適合説明書、添付説明書-建2(シリンダ洗浄機) に記載します。</p>	<p>・資料2建 (P4715)</p> <p>・添付説明書-建2-II (P4899,P4936,P4984)</p>
2594 1113-35 (貯蔵施設) ・燃料集合体貯蔵架台の耐震評価 (RB8,870頁) にNUSTRANIによるシェルモデルで評価しているが、使用材料は鋼材であり、ヤング係数が低い物や2次元構造を考慮するという説明 (5.319頁) では不十分なので、再説明方。	<p>(貯蔵施設)</p> <p>・燃料集合体貯蔵架台の耐震評価 (RB8,870頁) にNUSTRANIによるシェルモデルで評価しているが、使用材料は鋼材であり、ヤング係数が低い物や2次元構造を考慮するという説明 (5.319頁) では不十分なので、再説明方。</p>	<p>図へ設-52(5/5) B-B断面に示す通り、構造部材として板が存在しており、3次元はりモデルでは適切に評価できないため、シェルモデルで評価しています。</p>	<p>-</p>
2595 1113-36 (設置施設) ・燃料棒ライコンペアの内、チャンネルスタックコンペア (仕様表913頁) は8台の構成部材が有るが、同(6)は取り外し、(8)は一部取り外しの意味として、撤去するのか? 最終的な姿が不明。 (図-設-22 (3,242頁) )	<p>(設置施設)</p> <p>・燃料棒ライコンペアの内、チャンネルスタックコンペア (仕様表913頁) は8台の構成部材が有るが、同(6)は取り外し、(8)は一部取り外しの意味として、撤去するのか? 最終的な姿が不明。 (図-設-22 (3,242頁) )</p>	<p>燃料棒ライコンペアを構成する設備のうち、チャンネルスタックコンペア(6)は全て取り外し、同(8)は一部取り外しのご理解で問題ありません。図二設-22 (21/24) にハッチングで架台を取外す部位を記載しています。また、図二設-22 (22/24) で架台部のみの図として架台取り外し後の最終形状を記載しています。さらに、図二設-22 (23/24) で架台取り外しに係るアンカー撤去について記載しています。</p>	<p>-</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (8次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2596	1113-37 (組立施設「耐震」) ・燃料集合体組立装置(1)~(3)のボルトサイズ×本数が外形図と耐震計算書の図が合っていない。(図ホ設-5(2/2) (3.267頁)と構造解析モデル図 (旧8.402頁)整合性を確認のこと。	同一のベアブレースプレートに金属張アンカーボルトと接着系アンカーボルトが混在する場合、耐震解析では保守的に全数を許容値の低い金属張アンカーボルトとして評価しているため、計算書の金属張アンカーボルトと接着系アンカーボルトの本数の内訳は外形図と異なっています。また、ボルトの大きさが異なる場合についても同様に外形図と異なっています。	-
2597	1113-38 (組立施設「耐震」) ・物入り検査測定台や燃料集合体検査測定台のクランプボストの隙の長さ(評価値L1)が外形図に記載が無い。(図ホ設-9 (3.273頁と旧8.434頁) 他のクランプボストも同様。	クランプボストの隙の長さを外形図に記載します。	・図ホ設-9(P3431)、14(P3436)、17(L1/2)(P3439)
2598	1120-全般1 (許可(安全機能一覽)との整合性) ・ウラン回収設備(第1系列)のp366粉末受けホッパーの「取り取り核燃料物質の状態」について。許可(安全機能一覽)では、U308粉末のみ記載されているが、本申請では、「(UO4粉末)」が追加されている。経緯を説明すること。	異常状態も考慮し、取り取りウランの形態を事業許可安全機能一覽並びに加工設備本体の構造及び設備に記載されている核燃料物質の状態を記載しています。 (本設備の上流設備(仮称)ではUO4粉末を熱分解し、U308粉末をとる操作が目的であるが、熱分解不良によりUO4粉末が未反応で本設備に流入する異常状態を考慮したものです)	・表イ設-8 (P210)、10 (P215)、20 (P239)、59 (P321)、60 (P323)、61 (P325)、62 (P327)、63 (P329)、64 (P331)、65 (P333)、66 (P335)、67 (P337)、71 (P345)、72 (P347)、73 (P349)、76 (P355)、77 (P357)、80 (P363)、81 (P365)、85 (P373)、86 (P375)、99 (P402)、100 (P404)、101 (P406)、102 (P409) ・表ト設-気69 (P1846)
2599	1120-全般2 付属建物除染室・分析室(仕様表P1505)について、資料の中で名称の整理がされていない。P75の申請一覽だと「付属建物 除染室・分析室」、仕様表だと「付属建物 除染室・分析室(鉄扉新設)」。仕様表の括弧書きはあくまで今回の変更内容であり、許可申請書との整合も踏まえると不要では。記載を合わせること。	鉄扉(SD-220)を除く「除染室・分析室」については、四次申請で申請済みです。六次申請では、四次申請で「次回以降申請」としていた鉄扉(SD-220)を申請範囲としているため、仕様表の問題は鉄扉(SD-220)のみ申請であることをわかりやすくするために、表題に「鉄扉新設」を追加したものです。 申請対象名称が事業許可と一致するように「鉄扉」を削除します。 あわせて、六次申請範囲である鉄扉の安全機構を再確認し、「列り取りの仕様表」の記載を修正化します。	・追裁イ建-1-2 (P165) ・追裁イ建-1 (P1046) ・追裁へ建-1-3 (P1173) ・追裁ト建-1-6 (P1602)
2600	1120-全般3 付属建物除染室・分析室(仕様表P1505)について、仕様表では要内容の中で「既存シャッターは現置する」としているが、申請一覽P75・76の※2を確認すると「既存シャッターを撤去」と記載している。整合を合わせること。上記を踏まえて技術基準の適合性や工事の方針が正しいか見直すこと。	P76の※2を見直し、仕様表の記載内容にあわせませす。	・別紙(P78)
2601	1120-全般4 1付属建物除染室・分析室(仕様表P1505)について、4次竣工図において次回以降申請するとしていた、閉じ込めや換気についてはどのように整理しているのか	4次申請の除染室・分析室の「閉じ込め」・「換気」で「次回以降申請」としていたのは、建物以外の設備である気体廃棄設備(1)です。気体廃棄設備(1)は今回申請対象です。今回申請対象であることをP62~P65に記載しています。また、先行申請の建物の仕様表で「次回以降申請」としていた設備を、どの後継申請で申請し、申請漏れがないことは、「仕様表(次回以降の申請)にて適合を確認する」としていた設備・機器の申請) (除染室・分析室の気体廃棄設備(1)については、P4384)に示しています。	-
2602	1120-全般5 試験回収ボックス(P85)について許可での基数「を一式」と記載しているが、「1基」が正しいのでは。安全機能一覽表では1基としている。	1基に修正します。	・別紙(P87)

NRA殿からのコメントに対するお応え状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2603	1120-地震1 前面談のNo.2570 (1113-11)。被覆施設機器 波及的影響。 ・「隣接する高位の機器への波及的影響」の「高位」は規則等の用語に合わせ「上位」とすること。	「高位」ではなく、「上位」を使用することとします。添付説明書-設3に示している波及的影響の考え方を鑑み、仕機表へ「前覆重要区分が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的影響を生じない設計とする。」と追記します。また、添付説明書-設3に波及的影響の考え方を示し、考慮すべき設備・機器について追記します。	・表1-設-34 (P269)、45 (P293)、68 (P339)、87 (P377)、98 (P400)、110 (P425)、115 (P435)、116 (P437)、118 (P441)、119 (P443) ・表1-設-27 (P714)、30 (P720)、36 (P736)、41 (P746)、42 (P748)、43 (P750)、49 (P762)、51 (P766)、57 (P778) ・表2-設-4(2/2)(P942)、6(2/2)(P947)、7(2/2)(P949)、16(2/2)(P971)、17(2/2)(P973) ・表ト設-1-1 (P1688)、表4 (P1694)、表15 (P1734)、表18 (P1743)、表19 (P1745)、表20 (P1747)、表21 (P1749)、表22 (P1751)、表25 (P1758)、表26 (P1760)、表27 (P1762)、表42 (P1805)、表43 (P1807)、表74 (P1856) ・表ト設-図2 (P1918)、図3 (P1920) ・添付説明書-設3(P5676~5678)
2604	1120-地震2 前面談のNo.2575(1113-16)。燃料補給設備トラバサ。 ・トラバサ同様レール上に設置された設備について転倒防止策及び評価結果を記載するとあるが、添付説明書-設3-1への転倒防止策評価結果はトラバサのみ。トラバサ以外で転倒防止策が必要な搬送機器はないことか。 ・図へ設-50 (P3363) 追加した転倒防止部拡大図には代表寸法を記載のこと。	レール上に設置された設備は運搬車等がありますが、地震力に対し転倒評価の結果、転倒が生じる可能性があることから、転倒防止策が必要な設備はトラバサのみであることを確認しています。追加した転倒防止部拡大図に代表寸法として縦横寸法を記載します。	・別表へ設-49(P1378) ・図へ設-50(2/2)(P3523)
2605	1120-地震3 前面談のNo.2592(1113-33)。ダクトの耐震性に関する説明出。 ・3.ダクトの設計方針_3.2解析方法_最大支持スパンの設定にあたり、今回の申請範囲は、全て「許容屈曲げモーメント」を許容限界として定まるとして問題ないか。	「許容屈曲げモーメント」を許容限界としているのは、鋼板ダクトです。ただし、今回の申請範囲に含まれる短径ダクトについては発生応力に対して、許容応力を許容限界としていいます。添付説明書-設3-3に上記のことを追記します。	・添付説明書-設3-3(P5740)
2606	1120-地震1 【適合性説明書】 第五条 安全機能を有する施設の地震 (資料2設)。 [5.1-設1] P4534 ・9行目 放射性廃棄物の廃棄施設(……、付属建物シンダ洗浄機他)、「他」とは記載の建物以外にどの建物を指すのか、具体的に記載のこと。	屋外を除き適合性説明書に記載の建物以外で設置することはありませんので、「他」は削除します。	・資料2設(P4717)
2607	1120-地震2 ・12行目 付属建物第2及び第3核燃料倉庫、付属建物第3廃棄物倉庫の支持性能は、「添付説明書-建2-X」のどこに記載されているのか。	付属建物第2核燃料倉庫は4次申請、付属建物第3核燃料倉庫は次回以降申請ですので、その旨記載を見直します。また、付属建物第3廃棄物倉庫については「資料2建」を参照するよう記載を修正します。	・資料2設 (P4717) ・付属建物第3核燃料倉庫に設置する気体廃棄設備(4)については、次回以降申請といたします。
2608	1120-地震3 [5.1-設1] P4535 ・7行目 「気体排ガス分解装置」は、気体廃棄設備排ガス分解装置の誤記では、又は「気体」は不要。記載名称を確認のこと	排承。排ガス分解装置に修正します。	・資料2設(P4718)
2609	1120-地震4 [5.1-設1] P4535 ・8行目 屋外に設置した給気ファンのうち、(641)の給気ファンは、当該機器の仕様表(P1617)では、「成型工場の床スラブに設置する」となっているが確認のこと	排承。他の給気ファンに合わせて仕様表の記載を修正します。	・表ト設-1-表28 (P1764) ・表へ設-31 (P722)、61 (P786)、図へ設-51(8/8) (P3196)、52(8/8) (P3204)、53(4/4) (P3208)、112(7/7) (P3286)
2610	1120-境界1 (組立施設「臨界」) 補正申請で、機器配置図を正とし、ユニット寸法図の(1)と(2)の修正(4.036頁、4.037頁)有り、立体有評価結果表には修正が無いが、影響なしか? (5.063頁)	ユニット寸法図の名称の記載間違いを補正したものであり、評価に影響はありません。	-



NRA取からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2611	1120-監界2 (許可 (安全機能一覧) との整合性) (監界) ・ウラン回収設備 (第1系列) のp330沈殿槽、p334乾燥機、等の核的制限値について。 許可 (安全機能一覧) では質量制限のみ記載されているが、本申請では、形状寸法制限が追加されている。 経緯を説明すること。	その構成設備であるポンプに対し、形状寸法制限を設定したため、本申請において形状寸法制限についても申請しております。	-
2612	1120-監界3 (監界) 機器配置図とユニット配置図で共通架台の名称が異なるが、仕様書上の名称に統一できないか。 例: p2379では、溶出側共通架台、沈殿側共通架台 (仕様書の記載と同じ)。P374ではウラン回収工程 (第2系列) 共通架台2、同3。	拝承。ユニット配置図記載名称を機器配置図記載名称に合わせて、補正申請にて反映します。	・図階配-2(3/8、4/8、7/8、8/8) (P3861、P3862、P3865、P3866)
2613	1120-監界4 不純物分析設備 廃水タンク (仕様表P1992) は今回変更があるのか。不純物分析設備の変更は今回複数ユニットだけの申請だと理解している。廃水タンクはそもそも核的制限値の設定がないのでは (保安規定に基づく操作記録により放射性液体廃棄物レベル管理することを5次設計で説明済)。	廃水タンクに設計変更はありません。 本申請対象は、廃水タンクを除く不純物分析設備 (その旨記載済み) の複数ユニットに関する適合性となります。 次回以降申請とした設備を本申請にて引き継ぎ申請する仕様表において、申請範囲を下記に示しています。 なお、不純物分析設備の仕様表 (追表り般-3 (5次)) の申請対象である複数ユニット [4.2-設1] に廃水タンクが含まれないことを明記します。	・追表り般-3(5次) (P2135)
2614	1120-監界5 上記と合わせて、同位体分析設備、不純物分析設備、物性測定設備、試料回収ボックスの今回の申請内容は複数ユニットの監界と、局廃につながる回収ボックスの閉じ込めだけという理解で良いか。	左記ご理解の通りです。 次回以降申請とした設備を本申請にて引き継ぎ申請する仕様表については、申請範囲を下記に引き示しています。	-
2615	1120-明込1 (閉じ込め) ウラン回収設備 (第1系列) のp334乾燥機、p342箱形乾燥機、p344乾燥トレイ用台車、p346明け替えフードボックス①。 ・p2655乾燥機の乾燥トレイト、p2663箱形乾燥機の乾燥トレイは、材料・寸法が同じだが、区別しているのか。 ・上記の乾燥トレイ自体に閉じ込め機能はあるのか。(乾燥機、乾燥トレイ用台車、箱形乾燥機、明け替えフードボックス①間で、乾燥トレイを移す際に、自身のU粉末が漏えいするおそれはないか。フタの役割は。) ・p513乾燥トレイ用台車 材料一覧、p514明け替えフードボックス① 材料一覧。仕様表では、構成機器に乾燥トレイは含まれていないので、記載不要ではないか。 ・p2655乾燥機、p2662箱形乾燥機のヒーターの位置が図面から読み取れない。	・ウラン回収第1系列内では、同一の乾燥トレイを使用しております。 ・乾燥トレイを移す際には、運転員がトレイに蓋をした上で持ち運ぶことにより、ウラン粉末の飛散を防止する運用としております。 ・拝承。記載を適正化致します。 ・乾燥機はドラム式乾燥機であり蒸気をドラム内に供給し加熱乾燥させる構造です。箱形乾燥機のヒーターは図イ般-80に示すSUSパイプヒーターにより電気加熱乾燥させる構造です。	下記反映箇所はコメント回答3つめの項目に対応する水平展開を含め示したものです。 ・別表イ般-26 (P476)、33 (P483)、40 (P492)、44 (P496)、51 (P503)、54 (P506)、58 (P510)、65 (P517)、67 (P519)、80 (P533)、81 (P534)、100 (P553)、114 (P567) ・別表ハ般-5 (P804)、7 (P806)、9 (P808)、10 (P809)、11 (P810)、16 (P816)、19 (P819)、22 (P822)、24 (P824)、25 (P825)、26 (P826)、31 (P831)、32 (P832)、36 (P836)、37 (P838)、43 (P845)、45 (P847)、47 (P849)、50 (P852)、51 (P853)、52 (P854)、60 (P862)、61 (P863) ・別表ニ般-2、4、5-20(P981、982、984-1008) ・別表ハ般-1-16(P1097-1112) ・別表ヘ般-1 (P1330)、2 (P1331)、4 (P1333)、5 (P1334)、6 (P1335)、14 (P1343)、15 (P1344)、16 (P1345)、17 (P1346)、18 (P1347)、19 (P1348)、23 (P1352)、24 (P1353)、25 (P1354)、26 (P1355)、30 (P1359)、31 (P1360)、32 (P1361)、33 (P1362)、34 (P1363)、35 (P1365)、39 (P1368)、40 (P1369)、42 (P1371)、43-58(P1372-1387) ・図ハ般-7 (P3103)、10(1/3) (P3109)、12(1/3) (P3113)、18(1/2) (P3129)、19(1/2) (P3131)、101 (P3260) ・図ニ般-10(1/2)(P3335)、11(1/2)(P3337)、25(P3408)

NRA職からのコメントに対する対応状況（6次申請）

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答（注：ページは第1回補正申請書）	第2回補正申請書の記載箇所
2616	<p>1120-明込2 (閉じ込め)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p2734ウラン回収設備（第2系列）の箱形乾燥機の乾燥トレイ。フタがないのは何故か。第1系列の乾燥トレイにはフタがある。閉じ込め機能に支障は無いのか。</li> <li>・SUS容器→乾燥トレイの移し替えはどの設備で行うのか。(乾燥後の乾燥トレイ→SUS容器の移し替えは、p2732ヒュームフード(2)で行うことを確認済み。)</li> </ul>	<p>コメント回答（注：ページは第1回補正申請書）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウラン回収設備（第2系列）の箱形乾燥機の乾燥トレイは、フードボックス内のみ使用するものであり、ふたは設置しておりません。</li> <li>・SUS容器から乾燥トレイへの明け替え操作についてもヒュームフード(2)内で実施します。引き出し線で扉が設置されていることが明確になるように図面に記載を追加します。</li> </ul>	<p>第2回補正申請書の記載箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図イ股-26(1/3、2/3、3/3)(P2693、P2694、P2695)、33(1/4、2/4、3/4、4/4)(P2708、P2709、P2710、P2711)、34(1/2、2/2)(P2712、P2713)、40(3/4、4/4)(P2743、P2744)、41(1/3、2/3)(P2745、P2746)、45(P2753)、46(1/3)(P2754)、49(1/2)(P2761)、54(P2771)、58(1/3)(P2777)、60(1/3)(P2781)、62(P2786)、64(P2788)、65(P2789)、66(P2790)、76(1/3)(P2808)、80(1/2)(P2815)、81(1/2、2/2)(P2817、P2818)、82(1/2)(P2819)、88(1/2)(P2828)、92(2/3)(P2836)、93(5/5)(P2842)、98(1/2、2/2)(P2849、P2850)、100(1/2、2/2)(P2852、P2853)、114(P2880)、115(P2881)、116(P2882)、117(P2883)、118(P2884)、119(P2885)、121(1/2)(P2888)、122(P2890)</li> <li>・図ハ股-3(P3095)、6(1/4)(P3099)、7(P3103)、18(1/2)(P3129)、19(1/2)(P3131)、24(P3143)、26(P3145)、29(P3149)、31(P3152)、43(P3180)、45(P3182)、48(P3186)、49(P3187)、50(P3188)、53(1/4)(P3205)、71(P3229)、89(P3248)、99(P3258)、100(P3259)、101(P3260)、102(1/5)(P3261)、104(P3272)、105(P3273)</li> <li>・図ニ股-21(P3379)</li> <li>・図ト系→液2(P3692)、液14(P3775)</li> </ul>
2617	<p>1120-明込3 ウラン回収設備（第2系列）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p2797スクラップ仮焼炉関連。仮焼前のSUS容器→仮焼ポートの移し替え、仮焼後の仮焼ポート→SUS容器への移し替えは、どの設備で行うのか。</li> <li>・仮焼ポートにフタがないが、閉じ込め機能に支障は無いのか。</li> <li>・p2731ヒュームフード(1)は何に使う設備か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮焼前のSUS容器→仮焼ポートの移し替え、仮焼後の仮焼ポート→SUS容器への移し替え操作は、図イ股-115粉砕機のフード内で実施します。</li> <li>・仮焼ポートは前述の粉砕機、仮焼ポート用台車、スクラップ仮焼炉内でのみ取り扱うため、ふたは設置しておりません。</li> <li>・保守作業時に装置内に残留するウランを回収するために使用する設備です。</li> </ul>	<p>—</p>
2618	<p>1120-明込4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p2408～。ADU抜出ボックスでSUS容器にU粉末を収納した後のU粉末の濡れが系統図から読み取れないので、明記すること。</li> <li>例：取り扱う設備や容器、設備間の移動方法、容器間の移し替え方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面で読み取れるように記載内容を工夫します。</li> <li>(粉末を充填したSUS容器を貯蔵施設の台車を使用し、貯蔵庫に運搬します)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図イ股-26(1/3、2/3、3/3)(P2693、P2694、P2695)、40(3/4、4/4)(P2743、P2744)、41(1/3、2/3)(P2745、P2746)、47(1/3)(P2757)、49(1/2)(P2761)、58(1/3)(P2777)、62(P2786)、65(P2789)、66(P2790)、76(1/3)(P2808)、80(1/2)(P2815)、81(1/2、2/2)(P2817、P2818)、82(1/2)(P2819)、92(2/3)(P2836)、93(5/5)(P2842)、100(1/2、2/2)(P2852、P2853)、114(P2880)、115(P2881)、116(P2882)、117(P2883)、118(P2884)、119(P2885)、120(1/2)(P2886)、121(1/2)(P2888)</li> <li>・図ハ股-3(P3095)、24(P3143)、26(P3145)、29(P3149)、31(P3152)、36(P3163)、43(P3180)、45(P3182)、78(P3237)、79(P3238)、80(P3239)、81(P3240)、82(P3241)、85(P3244)、99(P3258)、100(P3259)、101(P3260)、102(3/5)(P3263)、103(4/6)(P3269)、104(P3272)、105(P3273)</li> <li>・図ニ股-1(1/2)(P3318)、2(1/2)(P3320)、3(1/4、3/4)(P3322、3324)、4(1/2)(P3326)、19(1/2)(P3375)、20(1/2)(P3377)、21(P3379)</li> <li>・図ト系→液2(P3420)、3(1/2)(P3421)、4(P3423)、5(1/2)(P3424)、6(1/2)(P3426)、7(1/2)(P3428)</li> <li>9(P3431)、11(P3433)、12(P3434)、13(P3435)、14(P3436)、16(P3438)、17(1/2)(P3439)</li> <li>・図ト系→液14(P3775)</li> </ul>

NRA職からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2619 1120-期込5	<p>六次第1回補正申請書 (第1系列) のろ液受槽pH異常II、p2835ウラン回収設備 (第2系列) のろ液受槽pH異常IIIについて、異常時 (U02(N03)が流入しpH値) に、第1系列は上流側でポンプを停止しているが、第2系列は下流側のポンプを閉止している。U02(N03)2を下流に流さないために、下流側で統一すべきではないか。考え方を説明すること。</p>	<p>設計思想の違いは、運転方法の違いが主の理由です。pH異常IIは、廃液施設(廃液処理設備)へのウラン移行を防止することを目的とし設置している工程設備です。pH計を設置する、ろ液受槽、仕上げろ過器までが臨界形状管理されており、その後段の清澄液受槽は形状管理をしていません。よって、臨界形状管理されていない設備へのウランの流出を速やかに停止することを目的として、pH計を設置した貯槽下流のポンプを停止することで、非臨界形状設備へのウラン流出を停止するという思想です。一方、ウラン回収(第1系列)については、運転員の手動操作を組み合わせて運転する工程設備で、pH調整槽で、ウラン濃度・液量を測定し、ウラン量を確定させたのち、ろ過機でウランを回収し、廃液をろ液受槽(2)に流します。よって、ろ液受槽(2)で異常(ろ過機でウランが回収されない異常)を検知した場合には、上流側を止め、下流側にウランを流さないとする設計思想としています。上記内容が申請書上で明確になるように、添付説明書の記載内容を工夫いたします。</p>	<p>表I股-8 (P210)、16 (P230)、17 (P233)、74 (P351)、75 (P353)、84 (P371)、87 (P377)、106 (P417)、107 (P419)、108 (P421)、 添付説明書-図6(P5928~5934)</p>
2620 1120-期込6	<p>p3290.3291 シリンダ貯蔵架台。シリンダを固定するチェーンが図に記載されているが、材料、寸法が記載されていない。当該チェーンには、シリンダの転倒防止等の安全機能は無いのか。(p2998大型粉未貯蔵器架台では、チェーンは材料、寸法が記載されている。)</p>	<p>チェーンは材料、寸法を機器図及び材料表に記載し、仕様表の閉じ込めの機能に「[10.1-股5]UF6シリンダを貯蔵架台に保持する」設計を追加します。</p>	<p>表I股-1 (P1208) 別表I股-1 (P1330) 図I股-1(1/2) (P3449)、1(2/2) (P3450)、38(1/2) (P3507) 表1-2-5 (P4648) 添付説明書-図6-1 (P5984~5986)</p>
2621 1120-臨界建1	<p>図I股-1 図I股-1 シリンダ洗浄機と原料貯蔵所及び工場棟領域間の距離は、実測値か(確認)</p>	<p>制限値 (設計確認値) に対して十分に余裕があることが明白なため、図面上の読み取り値を記載しております。また、設計確認値を併記し、その値に、「以上」を付けます。</p>	<p>図I股-1 (P3858)</p>
2622 1120-臨界建2	<p>図I建-1-2 工事の主目的・影響評価の臨界機：東側と西側の新設備強壁の臨界の隣が「-」となっている。係る安全機能を期待しないのか。P4494の表と不整合が生じている</p>	<p>P2171 図I建-1-2の記載を修正いたします。</p>	<p>図I建-1-3(1/2) (P2264) 図I建-1-2 (P2316)</p>
2623 1120-臨界建3	<p>P4686 添付説明書-建1 領域間のユニットに対する相互干渉の評価を、第4次設工認から変更している。 工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域のユニット相互干渉の評価を臨界距離から臨界隔壁に変更(P4694) 工場棟領域について、第4次申請で評価済みの代表ユニットを変更 (P4694) 上記について、「7.まとめ」のなお書きで評価結果が記載されているが、第1次~第5次申請までに認可を受けた建物・構築物、設備・機器の位置、構造、材料・寸法、機能・性能等と不整合が生じていないこと、当該評価が他の安全機能に与える影響 (該当する場合) についても記載し説明すること。</p>	<p>既認可対象の評価条件は変えていないため、既認可の設計(建物・構築物、設備・機器の位置、構造、材料・寸法、機能・性能等)に変更はございません。ご認識の通り、6次申請で申請対象とした設備を受けて代表ユニットをより保守的に変更したものであり、設計に不整合は生じません。(臨界距離の評価であるため他の安全機能に影響は与えません。)なお、当該部分については、既認可の建物・構築物、設備・機器の設計に影響は無い旨を申請書に追記します。</p>	<p>添付説明書-建1 (P4882)</p>
2624 1120-全廠建1	<p>他の安全機能についても、先行申請で認可を受けた設計について再評価を行う場合、先行申請で認可を受けた設計と不整合が生じていないことを説明すること。</p>	<p>他の安全機能で、先行申請で認可を受けた設計について再評価を行った場合、先行申請で認可を受けた設計と不整合が生じおらず、その旨記載しているか確認します。外部火災、溢水評価と同様に、臨界の適合説明書について記載を適正化します。</p>	<p>-</p>

NR4廠からのコメントに対する対応状況 (8次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2625	1120-閉込建1 ・(P4613) (10.1-建5) 技術基準10条の7号 (h) に対しての安全機能として (10.1-建5) の記載があるが、「液体状の核燃料物質等を取扱う設備」は設置されているのか。その設備 (溢水源) の溢水量はどの程度か。	液体状の核燃料物質等を取扱う設備はシリンドラ洗浄棟には設置されており、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所には設置されておらず、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所には、技術基準10条の7号 (h) に定められた「施設外に通ずる出入口」があり、溢水源となる工業用水等のタンク、及び配管があります。したがって、地震により溢水源となる工業用水等のタンク、及び配管が破損した場合、汚染の恐れがある第1種管理区域の溢水が、「施設外に通ずる出入口」から施設外に流出する恐れがあるため、堰を設けております。これらの建物に設置する設備は、7次申請で設工認を申請します。7次申請で溢水源となりうる設備を申請する際には、溢水量が本申請で溢水評価を行った溢水量を下回ることを確認のうえ申請いたします。	・表イ建-1-1 (P147) ・資料7建 (P4796-4797)
2626	1127-警報1 p175. UO2F2貯槽のオーバーフロー防止について、(39)副液貯槽液位高インターロックを仕様表で説明しているが、関係はあるのか。 オリジナル(39) 副液貯槽液位高インターロックで動作するのはUO2F2貯槽の下流側にある加水ポンプであり、これが停止することでUO2F2貯槽のオーバーフロー防止に対してどのように関係するのかが不明。 例えば、加水ポンプの停止を検知するインターロックがあり、それがUO2F2貯槽のオーバーフローを防止する設計になっているのか、説明すること。 合わせて、関係するインターロックをどこまで仕様表に記載するのかを整理すること。	【10.1-設28】漏えい拡大防止用の堰を設置する。 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が損傷した時の溢水の拡大を防止するために、これらの設備の周辺部に堰を設ける。堰の耐震重要度分類は、当該の設備と同一、又は上位とする。 インターロック (IL) にかかわる設計番号について、ILの作動端、検出端が存在する設備の仕様表それぞれに設計番号を付記することとしています。副液貯槽のオーバーフローを防止するための副液貯槽液位高ILは、当該貯槽に給液する加水ポンプの作動を停止させる機能です。この加水ポンプはUO2F2貯槽の子機であるため、副液貯槽のオーバーフロー防止の設計番号をUO2F2貯槽の仕様表にも記載しています。	
2627	1127-警報2 許可において、「インターロック機構は、損傷時の影響度に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。」とあるが、この基本方針をどのように詳細設計に展開したかが説明すること。	損傷時の影響を考慮して、UF6漏えい検知、地震検知により動作するインターロック機構については独立二系統とし、水素ガス漏えい検知により動作するインターロック機構については、複数の検出端を設置する設計としています。例えば、地震検知については、同基本方針に基づく詳細設計内容を図イ制-104(P2868)に示しています。また、水素ガス漏えい検知については、図イ制-26(P2815)に示しています。	
2628	1127-警報3 添付資料 (P4641) では地震検知により動作するインターロック機構については、独立二系統とすることが記載されているが、ロータリーキルン (94) の地震インターロックが多重化されていることが、仕様表及び図面で確認できない。インターロックの多重性、多様性について、申請書にどのように表しているのかが説明すること。	地震時にロータリーキルン・連続焼結炉・パッチ式小型炉へ水素供給を停止するIL機能は多重化を図っています。本インターロック機構は7次申請で申請予定としています。詳細設計の結果として、独立二系統とする設計としており、IL系統図にその旨記載します。ILの多重化、多様化等の基本的考え方については、「1-1 加工施設の区分毎の設計及び工事の方法」にて明確にします。	・別添1   1-1 加工施設の区分毎の設計及び工事の方法 緒言(P95)
2629	1127-警報4 p235ADUスクラパ。(18.1-設5) (82) ADU スクラパポンプ停止警報を「発報する」とあるが、運用の説明にも見えるため、「〇〇警報装置を設置する」というように、設計事項として適切な文言で記載すること。 例: (18.1-設4) では、「塵溜水検知警報装置を設置する」と記載。	本申請及び7次申請の設備の溢水量に基づいて算出した溢水量は添付説明書-建8(P4887)に記載しております。次回の適合説明書への記載は以下のとおりを考えたいです。 【10.1-設28】漏えい拡大防止用の堰を設置する。	・表イ設-27 (P256) ・資料15設(P4834) ・添付説明書-設6(P5862)

NRA 殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2630	1127-安機1 (建物/1層、2層「安全機能」) ・仕様表に[14.2-建1]として緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットは耐食性を有する材料( )を使用することにより、長期間、保守、修理が不要な設計としている(1,457頁、4,633頁)が、どの程度の期間保守不要なのか? 技術基準の要求(検査又は試験、保守又は修理ができること)に対し、満足出来ないことの説明なのか?	飛散防止用防護ネットは技術基準の要求(検査又は試験、保守又は修理ができること)を満足しております。「耐食性を有する材料( )」を使用することにより、長期間、保守、修理が不要な設計としている」との記載は、設置場所が高食環境ではないことから、保守の頻度を高くすることが要求されない環境に設置することを記載したものです。	・表ト建-1-1 (P1554より当該記載削除) ・表ト建-1-3 (P1582より当該記載削除)
2631	1127-安機2 (設備/気源(5)「安全機能」) ・長期未点検のダクト事例から、保守点検が容易な配置にルート変更した事例などが有れば、説明すること	第1廃棄物処理所の排気ダクトについて、詳しい原因調査を行い、焼却炉の冷却水の蒸気配管が局所排気配管に繋がっていたことにより腐食が発生したことが分かりました。蒸気配管を局所排気配管から切り離すルート変更により、排気に含まれる塩素成分と水の混合による腐食の影響をなくするよう恒久対策をとっています。なお、当該変更内容がわかるように機器図を見直します。	・図ト設-固2(1/2) (P3780)
2632	1127-安機3 p4643、4644、[14.3-設3]の「飛散物」と、[14.3-設1]の「内部飛来物」の違いは何か。意図的に使い分けているのか。	両者は同じものを意図して使っていますので、事業許可で使用している「内部飛来物」に表現を統一致します。	・表イ設-5.1 (P305) ・表へ設-3 (P1212)、54(2/2) (P1319)、55(2/2) (P1321)、56(2/2) (P1323)、57(2/2) (P1325)、58(2/2) (P1327) ・資料11設 (P3826)
2633	1127-安機4 p676運路特殊結炉。[14.1-設4]の「爆風圧力逃し機構(スイングドア)」と、[14.3-設1]の「爆発圧力逃し機構(スイングドア)」の違いは何か。意図的に使い分けているのか。	「爆発圧力逃し機構(スイングドア)」に記載統一致します。	・表へ設-31 (P722)
2634	1127-安機5 p680、682パッチ式小型焼結炉。[14.3-設1]の「爆発圧力逃し機構(ラプチャーディスク)」について、その他の性能に破裂圧力が記載されているが、添付説明資料に、その算定根拠が記載されていない。妥当性についての説明がない。(ロータリーキルンのラプチャーディスクについて、p5299に記載)。省察する理由があるのか。	ラプチャーディスク(破裂圧力0.08MPa)により、パッチ式小型焼結炉本体は十分な強度を確保でき、設計が妥当であることを添付説明書に記載いたします。	・図へ設-53(1/4) (P3205) ・添付説明書-設2-5(新規作成)(P5661~5663)
2635	欠番	-	-
2636	1127-全般1 技術基準規則の改正に伴って、仕様表の「追表〇〇-●(2次)」と、「追表〇〇-●(5次)」・「表〇〇-●」で、設計番号が異なるものがあるので、対応関係を整理すること。例: 核的制限値の設定は、2次では[3.1-設1]、5次・6次では[4.1-設1] また、刈り取りの仕様表に記載(例えば、P4402 [517] 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚 11.1-設2)があるが、追表(例えば、P1301 追表へ設-3 (2次) 11.1-設2)の下線がないのがどちらが正しいのか。	条項番号の対応関係を整理し、ご提示致します。 刈取りの仕様表と追表の下線が整合するように適切に修正いたします。	・表4-1-1~12、表4-2-1~6(刈り取り表)(P4512~P4577) ・追表へ設-3(2次) (P1390)
2637	1127-火災1 ・P2323 屋外消火栓からのアクセスルート図: 原料倉庫西側で次回以降申請予定の屋外消火栓についても、次回以降撤去が落ちないよう、図面に記載し、次回以降申請予定であることを注記すること。	原料倉庫西側の屋外消火栓も今回申請範囲です。西側屋外消火栓を含めてP1101に「屋外消火栓: 不凍式2基」と記載しています。西側屋外消火栓は、工事中には取り外し一時保管し、もともと設置されていた位置近傍に再設置しますが、壁の増し打ちにより、もともと設置されていた位置と若干設置場所がずれるため、P1906には“改造”と記載しております。	-

NRA殿からのコメントに対するお応え状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2638	1127-火災2 ・P2326 屋外消火栓からのアクセスルートの図: 原料倉庫西側の屋外消火栓から建物内部へのアクセスルートが設定されていない。建物各部へのアクセスをどのように確保する設計としているのか説明すること。(アクセスルート図に反映すること。)	原料倉庫西側(側面)の屋外消火栓は、原料倉庫の屋外から消火活動を行うために設置しております。建物内部の火災時にアクセスする屋外消火栓は、原料倉庫南側の屋外消火栓です。屋外消火栓には40mのホースを設置しており、放水を原料倉庫内倉全体に届けることは可能であり消防の了解を取得しておりますが、内部の西側の消火活動をより確実に実施するため、ホースを1本増加し60mとし、内部全体をカバーするようにします。	・表へ建-1-1 (P1158) ・4.1.4-2 (P2026、P2027) ・表1-1 (P2144) ・表1-2-2 (P2153) ・図リ4-2-9 (P2032) ・図リ非-4-1 (P2475) ・図リ非-4-4 (P2478) ・表1-1 (P4632) ・資料8建 (P4803)
2639	1127-火災3 ・P1102 [11.3-建4]『火災区域毎の材料及び厚さ (P2175 図へ建-1-5-1)』と『P2186平面図』で、東側の壁厚が異なる。	東西の壁は、プレキャストコンクリート $\square$ mmの壁に、厚さ $\square$ mmまたは $\square$ mmの鉄筋コンクリートを増し打ちします。P2175ページには最も薄い壁厚さを記載しているため西側は $\square$ mmです。東側も同じ $\square$ mmですがフカシ $\square$ mmを加えた厚さをきましているため、記載をフカシを考慮し $\square$ mmに統一します。	・図へ建-1-5-1 (P2320)
2640	1127-火災4 ・屋外消火栓からのアクセスルートの図(図リ非-4-2(P2324頁))において、付属建物第1廃棄物処理所の建屋内ルートが許可申請書記載とルート配置が異なっていることの説明が事業許可からの変更リスト(4.254頁-)に無い。	詳細設計の結果、第1廃棄物処理所の階の位置を変更したことに伴い、アクセスルートを変更しております。許可の図のアクセスルートと相違があることを、変更点リストに追記します。	・表2 (P4417)
2641	1127-火災5 ・除染室・分析室の内部火災は既存シャッターに機能を持たせたいとありますが、今回の6次申請で言う「既存シャッター」とは、「4次申請で認可を受けて改造したシャッター」という理解で良いか。4次竣工の際にも既存シャッターを改造する旨を記載していたが、それぞれ改修するものは改造前後のものを指すという整理になっているか	4次設計工事認可で認可を受けたシャッターです。具体的には図へ建-1-1の8-hシャッター交換で認可済みであり、既存ではなく交換後のシャッターです。	・表ト建-1-6 (P1602)、図へ建-3-4 (P2501)、図へ建-3-5 (P2302)
2642	内部火災の計算書で耐火時間を許可と変更しているが、その理由は?また、相違点リストに記載あるか?	詳細設計の結果、耐火時間が全て1時間を確保したので、許可の0.5Hから1Hに変更しました。許可との相違点リストにも追記いたします。	・表2 (P4416)
2643	1204-火災1 ・[11.3-設2]P177仕様表表イ設-2熱交換器(UO2F2貯槽)について、「熱交換器(表面)には不燃性材料を用いる」と記載しているが、5次設計の際には熱交換器(循環貯槽)において「主要な構造物には不燃性材料を用いる」と記載していた。今回の申請で不燃性に関する記載を表面に限定したのはなぜか。設計の考えに違いがあるのか説明すること(※P188仕様表イ設-7熱交換器(調液貯槽)についても同様)	熱交換器の不燃材使用箇所は表面のみであるため、不燃材の範囲を明確にするよう、記載の適正化を行ったものです。なお、記載の適正化のみであり、設計の考え方の変更はありません。	-
2644	1204-火災2 ・[11.3-設4]P5220、5244について、ウラン粉末を取り扱う設備・機器における熱熱板の設計は説明されている(P5220の②)が、溶液を扱う機器についての説明がない。溶液を扱う機器(例えばUO2F2貯槽)も粉末を扱う機器と同様な考えの熱熱板を用いるのか説明すること	潤滑油を有する機器のうち、油火災によってウランの閉じ込め機能部へ影響する場合は、溶液を扱う機器についても熱熱板を設置する設計としております。なお、UO2F2貯槽や再生液貯槽に対する火災影響評価については、事業許可時と異なり熱熱板を設置する設計へ変更したことから、粉末取扱機器に対する評価結果を示すこととしております。	-
2645	1204-火災3 ・[11.3-設4]P2472~ 図イ設-11 遠心分離機(洗浄用)について、ポンプの配置が図面からわかりにくいので説明してほしい(そもそもP2477、2479がポンプの図面という理解が良いか)。P2476(図イ設-11(5/8))で上面に熱熱板と書かれた箇所があるが、この下にポンプがあるのか。また、熱熱板が上部のみで良い設計(=左右の熱熱板が不要である)の考え方について説明すること。	P2473(図イ設-11(2/8))に記載している洗浄モノポンプがオイルパンを設置するポンプです。また、洗浄モノポンプの詳細をP2477/P2479に記載しております。洗浄モノポンプは遠心分離機オイルパンの下部に設置しています。オイルパンの側面も熱熱板(蓋)同様に、火災の影響を抑制させる効果があるため、オイルパンの蓋部部分を熱熱板と定義しています。	-

NRA様からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2646	1204-火災4 ・[11.3-設4]P210 図イ 設-16の液分難槽はポンプが構成機器に含まれるが、オイルパン・遮熱板は不要か。	当該ポンプは撹拌部、作動部にグリスを使用するものであり、グリスは火災源ではないので、オイルパン・遮熱板は不要です。	-
2647	1204-火災5 ・P431材料一覽表 別表イ 設-2(熱交換機)について、「部位」の列において「主要な構造材」の記載がない。他の設備では、主要な構造材、ウランを取り扱う部位、その他といった区分をしているが、どのように整理をしているのか	社内ルールにて、耐震評価に使用している部位(柱、梁など)を「主要な構造材」として材料表に記載しております。熱交換器は、剛体として、据え付け部のみを評価しているため、主要な構造材には記載していませんが、ウラン取り扱う部位として、熱交換器の材質を記載していません。	-
2648	1204-火災6 ・P431材料一覽表 別表イ 設-8(沈殿槽)について、流量計に[ ] (フッ素樹脂)を用いるとしている。他の機器の記載を確認すると単独に「フッ素樹脂」と記載されているが、記載を変えている理由を耐熱性能の違い等分かるように説明すること。	両者ともフッ素樹脂を指し示していますが、その他材料に記載している「フッ素樹脂」の表現に統一を図ります。	・別表イ 設-8 (P458) ・図イ 設-3(L/3) (P2593)、9(L/3) (P2614)、12(L/2) (P2633)、28(L/2) (P2698)、70(L/2) (P2799)、94(L/2) (P2843)、97(L/2) (P2847)
2649	1204-火災7 P452材料一覽表 別表イ 設-23金属容器 (溶液・スラリ) について、*で2次申請の別表へ設-2 (7/24)補正申請三原燃第19-0257号P208金属容器 (粉末) を引用している。(これは、今回申請した容器が2次申請の金属容器 (粉末) と同様の材質・形状とすることを示しているという理解がよいのか。その場合2次申請で申請の金属容器 (粉末) にはバックキンの記載があるが、今回の容器には含まれないのかを説明すること。	{69} 金属容器 (溶液・スラリ) については、今回新たに申請する設備であり、注釈は不要です。ので、記載を適正化致します。	・別表イ 設-23 (P473) ・別表へ設-5 (P804)、7 (P806)、16 (P816)、19 (P819)、22 (P822)、43 (P845)、47 (P849)、50 (P852)、51 (P853)、52 (P854)、60 (P862) ・別表へ設-14 (P1343)、15 (P1344)、16 (P1345)、17 (P1346)、18 (P1347)、19 (P1348)、34 (P1363)、35 (P1364)、36 (P1365) ・図へ設-6(L/4) (P3099)、29 (P3149)、31 (P3152) ・図へ設-5 (P3461)
2650	1204-火災8 (ウラン回収第1系列・第2系列) ・p335ウラン回収設備 (第1系列) の乾燥機。仕様書の火災に係る設計に「[11.3-設3] 火災によるケーブール損傷で機能を喪失した場合安全側に動作する」がないのは何故か。P231の乾燥設備の乾燥機にはある。両者の違いは。	ウラン回収設備 (第1系列) の乾燥機は、水蒸気加熱であり、温床は供給する水蒸気温度以上にならなため、インターロックは不要としています。一方、乾燥設備の乾燥機は電気加熱式の乾燥機であり、ヒータ容量が大きく過加熱の可能性があるためILを設置し、ケーブール損傷で機能を喪失した場合は安全側に加熱を停止する設計としています。ケーブール損傷時の動作については、火災説明書(P212)に記載しています。	-
2651	1204-火災9 (P1803等)主要な構造材に設載がないものがあるが、主要な構造材の定義は何か。火災の案文要求との関係でケーシング等は入らないのか。	材料表で記載している「主要な構造材」は耐震評価に使用している部位(柱、梁など)を示しております。一方で、仕様書の火災の項目では、火災の観点での「主要な構造材」を意図して記載しております。なお、ご指摘の給気ファンアングのケーシングについては、耐震上の主要な構造材と区別して、材料表のその他に記載しております。	・表イ 設-1 (P1688)、気2 (P1690)、気3 (P1692)、気4 (P1694)、気5 (P1697)、気6 (P1700)、気25 (P1760)、気27 (P1762)、気28 (P1764)、気29 (P1766)、気30 (P1768)、気31 (P1770)、気42 (P1806)、気43 (P1807)、気44 (P1809)、気63 (P1832)、気64 (P1834)、気74 (P1856)、気75 (P1858) ・資料8(P4807) ・添付説明書-設2(P5551) ・別表へ設-35 (P1364)
2652	1204-火災10 ロータリーキルン [94]、ガスヒータ(97)、仕様表において、[11.5設1] 安全ガス (窒素ガス)を用いた漏えい確認により水素ガス漏えいを防止としているが、運用の説明であり、設計の説明となっていない。	運用に関する記載が混在してしまいましたので、ソフト管理として記載を削除するとともに、保安規定で記載する旨を説明書に記載させていただきます。	・表イ 設-37 (P275)、39 (P281) ・表へ設-31 (P722)、32 (P726)、61 (P786) ・表1-2-1 (P4639 当該設計番号削除) ・表1-2-2 (P4642 当該設計番号削除) ・添付説明書-設2 (P5580 当該項目削除、5581)

NR4殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	添付説明書-設2 (P5551)	第2回補正申請書の記載箇所
2653	1204-火災11 リサイクル粉投入ボックス (89)、仕様表 (P249) [11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。グローブも不燃・難燃性材料とするなどの措置が必要でないか、その説明が添付説明書 (P5204) 及び材料一覧 (P480) にならないため追加すること。	グローブの材料は [ ] です。一般的には [ ] は難燃性を示す材料とされていますが、添付説明書-設2においては、職業指数26以上のエピソード データが無い場合、可燃性として扱っておりまして、今回ご指摘を踏まえ、閉じ込めバウンダリを形成するグローブについて難燃性であることを示す、グローブの材質を変更する、使用時以外は不燃シートをかぶせる等、適切な対処方法を検討し、補正申請時に反映します。	添付説明書-設2 (P5551)	
2654	1204-火災(簡)1 (設備/気源) 「火災」 ・塩化ビニル製の排気ダクトは耐火性向上のため、不燃の鋼製にすることであるが、SUSの被覆とするのか、鋼製のみでは耐腐食性は十分か? (5.2.29頁)	「火災対策のため、ダクトの材質を不燃性材料に変更する。」改造を行った箇所は、耐腐食性が要求されている部位ではなく、難燃性の塩化ビニルから不燃性の亜鉛メッキ鋼板に変更しております。		
2655	1204-火災(簡)2 (設備/気源) 「火災」 ・給気ファン、排気ファンは潤滑油や作動油は使用しないのか? (添付設2-4.1表に反映無し5.2.26頁) また火災源の評価は済みか?	ご指摘の通り潤滑油をファンの軸受け部に使用しているものがあります。対象ファンは火災源の評価を実施し、P5229に示す通りオイルパン及び燃熱板を設置する設計としております。		
2656	1204-火災(簡)3 ・許可添5-51頁に記載の火災の影響低減として、1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する貫通部分の耐火シール施行の設計は有るのか? どの部分に記載があるのか?	今回の設計変更により、第1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過するダクトはなくしております。		
2657	1204-溢水1 ・溢水による電気火災の発生防止のために配線用遮断器を設置する設計を記載しているが、建物の設計[12.1.建6]と設備の設計[12.1.設7]を、どのように整理して記載しているのか。	[12.1.建6]は非常用照明など建物付随する設備の配線用遮断器を記載したものです。一方、[12.1.設7]は、申請対象設備の配線用遮断器を記載したものです。		
2658	1204-溢水2 ・保安秤量器(ウラン管理1.2) P1987仕様表(一般仕様 その他性能)に記載の最大秤量値の単位は、測定精度を踏まえた記載となっているか。 (gではなく、kgで表記すべきではないか。)	測定精度を踏まえて、秤量器毎にgとkgを使い分けて記載することと致します。	・表り設-1 (P2122)、表り設-2 (P2125)、表り設-3 (P2128)	
2659	1204-溢水3 P1988仕様表(溢水による措置防止) ウラン管理1.2の秤の電源は、電池だが、電源に接続され、配線用遮断器に火災防止を期待するのか。	配線用遮断器を設置する対象は、保安秤量器(3)、(4)なので、仕様表に対象秤量器が分かるように記載いたします。	・表り設-3 (P2128)	
2660	1204-溢水4 ADUスグフィルタ (86) (図面P2550)、(自明であるが) 溢水高さ以上に設置していることが寸法として見えないため、下端のフランジ部の高さを示すなどしたほうが良いのではないか。	ウランの高さが、溢水高さ以上であることが明確であるものは、ユニット寸法図から読み取れますので、機器図には記載しておりません。		
2661	1204-溢水 (建) 1 P1103表へ建-1-1 ・仕様表原料防護所を溢水による防護対象施設としないのはなぜか。 ・臨界防止の観点から、シリンドラ貯蔵ピットを防護対象とすべきではないか。 ・火災の発生防止の観点から、電気火災を想定しないのはなぜか 【原料防護所が溢水防護対象となる場合】 ・溢水源はあるか。溢水量がどの程度早込まれるか ・臨界防止、電気火災防止の設計仕様を示し、認可基準の適合性を説明すること。	原料防護所には溢水源となる配管、タンク等がないため、防護対象設備とはしておりません。なお、シリンドラ貯蔵ピットに取納しているUF6シリンドラは、臨界解析の結果、水没しても未臨界となる評価結果 (次回以降申請) です。上記については添付説明書に追記します。	・資料9連 (P4810)	



NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2662	1204-溢水 (建) 2 ・(P4,627) 事業許可では「使用電圧が高い幹線動力ケーブルに接続する制御盤」の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、「」とあるが、シリンダ洗浄機の制御盤はこれに該当しないのか。(「火災防護対象施設は没水許容高さより高い位置に設置する。」と同じ意味なのか?) ・(P4,882) 排気設備 (排風機、制御盤) には被水防遊カバーを設置するかどうか。仕様表には記載がない。設置するのであれば使用材料を明記すること。	シリンダ洗浄機のケーブル、制御盤は100V及び200V/1kVであり、「使用電圧が高い幹線動力ケーブルに接続する制御盤」には該当しません。ただし、許可に記載した「それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。」に該当するため、許可の記載 (11-9) を満足する設計として記載していません。 シリンダ洗浄機の制御盤は該当しません。 ウォークダウンした結果、被水のリスクがある排気設備 (排風機、制御盤) には被水防遊カバーを設置することとしております。	-
2663	1204-溢水 (建) 3 ・第2廃棄物処理所 (耐震分類2類) とシリンダ洗浄機 (耐震1類) は同一溢水区分 (7-1) としているが、シリンダ洗浄機からの溢水は1類の建物内で堰 (1類) を設けるように許可の設計思想を維持するべきではないか? 再検討の上、正当性を説明して下さい。 (許可との相違点リスト4,257頁)	シリンダ洗浄機とシリンダ洗浄機を同一の溢水区分としており、再検討の結果、シリンダ洗浄機と第2廃棄物処理所の耐震重要度分類は異なるため、それぞれの建物を独立して安全機能を確保するように見直しします。具体的には、シリンダ洗浄機の溢水がシリンダ洗浄機外に流出することがないように、第2廃棄物処理所との境界に耐震重要度分類第1類の堰を設けることとします。また、シリンダ洗浄機の内部火災影響評価についても、シリンダ洗浄機と第2廃棄物処理所を別個の火災区分として、各建物が独立性を確保できるようにします。その他の安全機能は、全て独立しております。	<ul style="list-style-type: none"> <li>表イ建-2-1 (P174)</li> <li>表ト建-1-3 (P1571)</li> <li>表ト建-2-3 (P1652)</li> <li>図イ建-1-8 (P2271)</li> <li>図イ建-1-9 (1/2) (P2272)</li> <li>図リ非-6-1 (P2493)</li> <li>図リ非-6-2 (P2494)</li> <li>図リ非-6-4 (P2496)</li> <li>資料7建 (P4796)</li> <li>資料9建 (P4810)</li> <li>添付説明書-建6 (P5202)</li> <li>添付説明書-建8 (P5224)</li> </ul>
2664	1204-溢水(船)1 (設備/気圧5)「溢水」) ・屋外のスクラバは漏えい拡大を防止するための堰を設置しない理由は?	漏えい拡大防止の堰の設置の目的はウランを含む可能性のある液体(液体廃棄物)を第1種管理区域から外部へ漏えいさせないことです。当該のスクラバは、高性能エアフィルタを通過後の排気系統に設置しており、含まれる液体はウランを含んでおりません。したがって、堰の設置は不要です。	-
2665	1204-遮蔽 (建) 1 ・P4896 添付説明書-建9 添設建9-8図 スカイシャイン線の遮蔽板 (燃料棒貯蔵棚(1),(2)) について、建物内で遮蔽効果を期待する遮蔽板を申請しているのか。設備側で申請していることを意図したものか。他の設備 (燃料集合体貯蔵棚等) は無いのか?	燃料棒貯蔵棚(1),(2)の遮蔽板はスカイシャイン線遮蔽用として設備の一部として申請していません。遮蔽評価はこの設備の遮蔽板および建物全体の遮蔽能力を含めてトータルで評価していただきます。また、同様な意図で設備側で申請している他の設備はありません。	-
2666	1204-臨界1 (P3343) UO2ペレット貯蔵設備ポート (焼結) 用台車 (2) の図面に關して、スペーサ距離が190とされているが、容器2種類のうち厳しい方の距離になっていないのか。	寸法引き出し位置を修正し、寸法値を修正します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>図へ設-33 (P3502)</li> </ul>

NPA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2667	<p>1204-監界2 P320 表イ設-69 溶解槽仕様表 P2817 図イ制-28 溶解槽北重高1図 P5199 添付説明書-設1-1付録5 添付説明書(基本方針書)の記載については、委員会決定事項に沿って、簡潔でわかりやすい記載となっています。一方、設計仕様については、認可基準適合性の観点で疑義が生じています。次の点を確認してください。 ・設計番号[18.2設12] 溶解槽北重高1について、IL設定値の考え方を説明してください。 ・IL設定値が、認可基準(許可及び技術基準)に適合したものであるか再確認して下さい。</p>	<p>溶解槽へは、上流の原料フードボックスからウラン粉末を投入します。 事業許可に記載のとおり、資格認定された運転員二人により投入量が核的制限値(17.5kgU、UO2(NO3)2溶液の場合、25kgU)以下となることを確認して運転を行っております。 加えて、原料フードボックスへのウラン投入量については、[160]原料フードボックス質量高インターロックを設置し、ウラン投入量を核的制限値(17.5kgU、UO2(NO3)2溶液の場合、25kgU)以下となるように管理する設計としています。 また、更なる臨界防止設計として、[164] 溶解槽比重高IL設定値を、[164] 溶解槽比重高IL設定値、万一ウランが追加投入される異常状態においても、ウラン投入量が推定臨界下限値(38kgU、UO2(NO3)2溶液の場合50kgU~70kgU)を上回らない値に設定し、未臨界を達成する設計としています。 *弊社事業許可では50kgU、臨界安全ハンドブック第2版によると70kgU ただし、事業許可には、インターロックにより核的制限値を逸脱しないことを基本方針としており、また、制限値及びセット値範囲を見直し、補正申請において反映させていただきま す。 なお、インターロックの設定値として、事業許可の基本方針、制限値を逸脱したものはご 指摘いただいたもの以外はありません。</p>	<p>図イ制-28 (P2970) ・添付説明書-設1(P5546) ・添設設6付録1-2表(P6000)</p>
2668	<p>1204-監界3 ●保安秤装置 P1982 仕様表(臨界防止) : [4.2-設6]次回表が添付されていない。次回以降申請に係る括弧内の記載は領域間の干渉であり、建物側と設備側のどちらの設計で整理しているのか。 ・設備・機器(秤量器)については、工場棟領域内の複数ユニットの設計仕様を記載する。(該当する場合)</p>	<p>補正にて、[4.2-設6]を「次回以降の申請にて適合を確認する範囲の仕様表」に記載致します。 領域間の干渉については建物側で整理します。ただし、必要距離距離はユニットの大きさから決まるため、領域区分内に設置する臨界評価対象設備・機器に対しては[4.2-設6]を付番してあります。 秤量器について、添設設1-2-4表(p5055)にて、移動中の台車の評価に包絡されると記載しており、台車と同様、[4.2-設2]の複数ユニットの設計仕様を追記致します。</p>	<p>・表り設-1(P2123) ・表り設-2(P2125) ・表り設-3(P2128) ・表二設-16(P970)、17(P973) ・表二設-10(1/2、2/2)(P1028,P1029) ・表1-2-7 (P4664) 参考: 添設設1-2-4表(P6379)</p>
2669	<p>1204-監界4 P4526/P4686他 距離距離による隔離により領域同士が干渉しないことの設計仕様を、秤量設備など(他多数)の設備・機器の仕様表に記載しているのはなぜか。</p>	<p>上述同様、必要距離距離はユニットの大きさから決まるため、領域区分内に設置する臨界評価対象設備・機器を対象としております。(必要距離距離の設定の説明についてはp4687を参照)</p>	<p>・表り設-3 (P2128)</p>
2670	<p>1204-監界5 P1987 仕様表(一般仕様) : 取り扱う核燃料物質の状態に、ペレットが含まれていない。</p>	<p>取り扱う核物質の状態にUO2ペレットを追記いたします。</p>	<p>・表り設-3 (P2128)</p>
2671	<p>1204-監界6 P3325 スクラップ貯蔵棚と天井との間隔、スクラップ貯蔵棚と前側壁面の間隔に制限値はないのか。</p>	<p>臨界評価モデル(P5081~5082)に基づき、天井と上から2段目の収納容器的距離33.1cm以上の制限があることの注釈を図へ設-18(1/3,2/3)に記載します。 スクラップ貯蔵棚と前側壁面の間隔は(壁面に密着した状態で評価しているため)制限がありません。</p>	<p>・図へ設-18(1/3)(P3842)、18(2/3)(P3843)</p>
2672	<p>1204-監界7 ・[4.1設7]仕様表P198遠心分離機(洗浄)、仕様表P216清澄液受槽が「[4.1設7]ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。」が該当しないのはなぜか。清澄液受槽は液体廃棄物しか扱わないため不要という考えでも、遠心分離機(洗浄)はUO2(NO3)2溶液を扱うとしているため、該当するのではないか。説明すること。</p>	<p>遠心分離機はADUを分離します。臨界評価上は2つの領域に分けます。まず、ADUが入ってくる部分については、全濃度での臨界評価を行います。一方、分離後の清澄液側の部分についてはウラン濃度は十分に低いため、事業許可の臨界評価モデル(添五-168)では、分離後の清澄液側は全濃度では評価しておりません。 清澄液濃度は評価条件を十分満足します。 なお、遠心分離機をクリーンアップする際に硝酸を使用するため、遠心分離機よりウランを抜き出した後の機器に付着する少量のウランを溶解する際に硝酸ウランが発生しますが、十分低濃度でのウラン取り扱いであり、評価条件を満足します。</p>	<p>—</p>

NRA職からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2673	1204-地震8 ●分析装置倒伏 P9034~添付説明書-設1-2他 ・工場棟領域と加工棟領域の複数ユニットの評価 (立体角評価) は、領域内の全ての設備・機器を対象としているか。(今後、追加申請予定の設備機器はあるか) ・P5056 立体各評価結果が変更となっているものがある。それはなぜか。	全ての境界評価対象設備から立体角評価のモデル対象を選定しております。工場棟領域では添設1-2-4表(p5040~)に、加工棟領域では添設1-3-1表(p5086)に、立体角評価の対象設備・機器に対してのユニット設定を示しております。追加申請予定の設備・機器はありません。 立体角評価結果の変更については、ウランの滞留する部分の範囲を踏まえて適正化を行ったものです。	
2674	1204-地震1 (P1615) 気体検察設備 (2) 給気ファン (1) が屋外サポート基礎に設置とあるが、当該設備は屋内設備であり、誤りではないのか。	ご指摘の通り、(P1615) 気体検察設備 (2) 給気ファン (1) に記載の給気ファンはすべて屋内に設置してあるので、適切な記載に修正いたします。	・表ト設-気26 (P1761)
2675	1204-地震1 ◆No2603 (11/23付コメント反映案) ・p44~47波及的影響を考慮する設備の抽出の考え方について説明のこと。又、対象設備については、評価すべき上位の地震力を示すこと。(仕掛表を含む) (非該当と思われる機器もあるが、又、対象設備が3類の場合、上位の地震力では1類か2類かが不明) ・P43下から2~3行目、「波及的影響を及ぼさないことを確認した設備・機器を・・・に示す」→波及的影響を考慮すべき設備・機器ではないか。	・波及的影響を考慮する設備の抽出の考え方は、振動により転倒したとして、周囲にある上位の設備に届く距離にある設備としています。波及的影響を受ける上位の耐震重要度分類を仕掛表及び添付説明書に示します。 ・拝承。"波及的影響を考慮すべき設備・機器"に修正します。	対象は#2603と同様。
2676	1204-火災 (廃) 材質変更するダクトについて、どの火災源からの影響による変更なのか明確にすること。	拝承いたします。仕様表と火災の添付説明書に記載することを検討いたします。	・表ト設-気41 (P1801) ・表ト設-気52 (P1829) ・添付説明書-設2 (P5577)
2677	1204-地震3 ・大型混合装置(1) (図P2951) 大型粉末容器のボルト固定 (*2) は、容器落下防止とあるが、地震時の転倒防止機能も有しているのではないか。又、固定部より粉末容器の重量が大型混合装置に水平荷重として作用するが考慮されているか。(図面上、容器が浮いてみえるがなぜか) ・繰返し粉投入ボックス (P2946) も上記同様コメント。又、容器の固定方法の記載がないので説明のこと	・大型混合装置(1)の機器図に示す"ボルト固定 (*2)"は、地震力を含む外力に対し、落下防止の機能を有しています。このことを、添付説明書-設6-1で評価しています。大型混合装置(1)は大型粉末容器を混合するために、持ち上げる構造となっており、持ち上げた状態を图示しております。 ・繰返し粉投入ボックスを示す機器図に見えている大型粉末容器は、紙面奥側にある大型混合装置によって持ち上げられている状態が投映されて示されているものです。繰返し粉投入ボックスで支持するわけではありません。したがって、繰返し粉投入ボックスに荷重は作用しません。	
2678	1204-地震4 ・大型粉末容器用台車 (P3303) のアウトリガー、補助輪間の (必要) 寸法を記載のこと。又、他の搬送機器 (仕上がりペレット貯蔵棚用台車等) に対して同様の転倒防止策は必要なのか。	拝承。転倒防止機能を確認するためのアウトリガー、補助輪間の寸法を記載します。また、搬送台車等の落下防止対策については、添付説明書設6-1の方針に記載の通り、作業員が搬送物を落下 (転倒) しないように搬送しますが、大型粉末用台車のように背の高い搬送物を搬送する台車など転倒の恐れがあるものについては転倒防止を考慮します。なお、仕上がりペレット貯蔵棚用台車に対して転倒防止のための改造は必要ありません。その旨添付説明書設6-1に追記します。	・図へ設-6 (P3462)
2679	1204-地震5 No.2620 (11/20-閉込6) シリンダ貯蔵架台のシリンダ固定用 チェーンの転倒防止は閉込め機能の観点で説明されているが、地震時の転倒防止機能も有しているのではないか。 (大型粉末容器貯蔵架台の容器固定用チェーンも同様コメント)	シリンダ貯蔵架台のチェーンは、地震力を含む外力に対し、落下防止の機能を有しています。この評価結果を、添付説明書-設6-1に追加します (No.2620参照)。 なお、大型粉末容器貯蔵架台のチェーンについても、上記と同様に、地震力を含む外力に対し、落下防止の機能を有しています。これについては、既に添付説明書-設6-1に示しています。	・図へ設-1(1/2、2/2) (P3449、P3450)

NFA機からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2680	1204-閉込1 p5620-5622. 堰 (ウラン回収第2系列1)、堰 (ウラン回収第2系列1-1)、堰 (ウラン回収第2系列2)の設計の根拠として、堰内の各設備の保有液量が記載されているが、仕様表から読み取れないものがある (例: p336洗浄液受けポット、p352ろ過機 (廃液用)、p402仕上げろ過器)	採承。有効容量を仕様表に記載することとします。	・表イ設-2 (P197) ・表イ設-7 (P208) ・表イ設-77 (P357) ・表イ設-85 (P373) ・表イ設-109 (P423) ・添付説明書-設6(P6026)
2681	1204-閉込2 ロータリーキルン (94)、仕様表の変更内容では、閉じ込め性強化のためにインターロックを設置、強化するとあるが、閉じ込めの欄ではインターロックについて記載がない。	採承。火災防護、臨界管理強化も目的として含まれるのでそれらがわかるように、仕様表の記載を適正化します。	・表イ設-37 (P275)
2682	1204-閉込3 ADUスクラバポンプ停止警報設備 (82)、添設設6付録1-2表 (P5589) には (運転員による洗浄設備の運転停止動作) とあるが、添付説明資料 (P5460) スクラバの循環水が停止 (循環ポンプ停止) した場合、警報 (添設設6-4図のA部) を発し、運転員に乾燥機の運転停止動作を促す。としている。洗浄設備とは乾燥機を指しているのか? もしくは一方が誤記か?	採承。警報発報時には、乾燥機を停止しますので、閉じ込め説明書の記載を適正化します。	・添設設6付録1-2表(P5589)
2683	1204-閉込4 ADUダグフィルタ (85) (仕様表P243)、[10.1-設23]によりバリアクアアップフィルタのある排気系に接続されているが、バックアップフィルタのない排気系にも接続している。多量のウラン粉末が後者の排気系に移行することを防止する措置 (弁の設置及び切り替えの運用) について、添付説明資料 (P5457) に説明を追加すること。	採承。添付説明書に使用方法について追記します。	・添付説明書-設6(P5859、5859)
2684	1204-閉込5 (P277、281) [127]粉末輸送装置②、[130]粉末充填ボックス [10.1-設53]について添付書類の基本方針書に説明がないため説明すること	採承。説明を追加します。	・表イ設-40 (P283) ・表1-2-1 設工認星取(P4639) ・添付説明書-設6(P5940、5941、5989)
2685	1204-閉込6 (P427) [245]回転混合器[118]サンンプラ[127]粉末輸送装置② その他[245]回転混合器の仕様表では、バックキンについて閉じ込め機能の対応[10.1-設2]について記載されているが、別の設備 (例えば、[118],[127],[130]...) では記載されないのはどのような整理か。仕様表、材料一覧、図面等とともに。	10.1-設2は容器として蓋をして閉じ込めている場合(容器として保管)に記載、10.1-設51は、設備をフードボックス内などで取っている場合の設計であるのでガスケット材質は記載しないとして申請書を記載しています。	-
2686	1204-警報1 (P1615) 給排気ファン(1)の起動停止インターロックは警報設備等の条文には該当しないのか。(その他設備のインターロックについても同様)	当該のインターロックは、作動しても警報が発報しないため、警報設備等の要求に該当しないと考えて、仕様表の「閉じ込め機能」に設計番号を記載しております。一方、技術基準18条2項についても該当するため、「警報設備等」にも設計番号を追記いたします。	・表ト設-表1 (P1688)、表2 (P1690)、表3 (P1692)、表4 (P1694)、表5 (P1697)、表26 (P1760)、表27 (P1762)、表28 (P1764)、表29 (P1766)、表30 (P1768)、表31 (P1770)、表42 (P1805)、表43 (P1807)、表44 (P1809)、表63 (P1832)、表64 (P1834)、表74 (P1856)、表75 (P1858) ・表1-2-6(1) (P4651、P4656、P4659、P4661) ・資料15設(P4838)
2687	1204-その他1 (P3353) 金属缶用缶車 (1) について、図面上で、容器はどちら側を長辺で取っているのか、籠が受皿だとすると寸法が足りないのではないか。	寸法引き出し位置を修正し、寸法値を修正します。	・図へ設-42 (P3512)
2688	1204-その他2 (P1206、P3352) 最大貯蔵容量に関して、金属缶30と仕様表には異なっているが、図面では最大96個している関係は何か。	仕様表の記載を金属缶×96に修正致します。	・表へ設-41 (P1292)

NRA殿からのコメントに対するお応え状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2689	1204-その他3 (P2588,P471) [117]大型整合装置 材料一覧に書かれている材料は材料の記載としてよいか、図面と整合しているか。	該当部は、ハイテンションボルトを使用しており、現状の記載F10Tは強度規格を示すもので、材質としては不適切ですので、鉄鋼と記載させていただきます。	別表へ設-40 (P492) 別表へ設-9 (P808) 図へ設-40(1/4) (P2741) 図へ設-8(1/2) (P3104) 図へ設-9(1/3) (P3106)
2690	1204-その他4 (P5210)パーツファイダー(1)、(2)、(3)について、申請において不燃性又は難燃性として位置付けていない[ ]を用いているとしており、添設2-1.2表の注10では、その理由として、パーツファイダー(1)(2)(3)は機器を囲うフードボックス内であることから[ ]が火災の発生源となることはないためとしているが、理由の説明が明確でない。	パーツファイダー(1)、(2)、(3)を運転中は、[ ]を用いるパーツファイダーボウル内に水が張られている状態のため、火災源の発生源となることはないことを添付説明書に記載いたします。	別表へ設-35 (P835) 添付説明書-設2(P5557) 別表へ設-21 (P821) 別表へ設-5 (P1334)
2691	1204-その他5 (P4535) [工場樹成型工場連続焼結炉(318)、加工樹成型工場連続焼結炉(408)の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は、十分な支持性能を有する建築物に設置する。]とされているが、仕様表(連続焼結炉(工場棟、加工棟))では、「圧力計、電流線電器)は耐震強度を有する設備・機器により支持される。窒素ガス供給装置は十分な支持性能を有するコンクリートサポートを設置する。」とされている。	仕様表の記載を「窒素ガス供給装置は十分な支持性能を有する工場樹成型工場の壁面に設置する。」に修正致します。	表へ設-31 (P722)、61 (P786) 図へ設-51(8/8) (P3196)、52(8/8) (P3204)、53(4/4) (P3208)、112(7/7) (P3286) 資料2設 (P4717)
2692	1204-臨界(建) 9 ●原料貯蔵所 P1096 仕様表 臨界防止 : 許可P63, P150 シリンダ貯蔵ピットの核的制限値として、「(UF6シリンダ) 濃縮度 5%以下、H/U=0.088以下」の記載がない。許可に併せ、核的制限値を記載すること。	「シリンダ貯蔵ピット」の設備仕様表を追加して、「核燃料物質の臨界防止」に核的制限値を記載いたします。	表へ設-10 (P1713)、表28 (P1765) 表へ設-液12 (P1905) 表へ設-59 (P1328)
2693	1204-遮蔽(建) 2 ●原料貯蔵所 P1096 仕様表 その他の構成機器: 「遮蔽壁」が記載されているが、位置、構造が図示されていない。また、安全機能一覧、添付説明書-建9 (P4893)等の関連書類にも記載がない。求められる安全機能を仕様表に明記し、位置、構造・強度、機能・性能を図示すること。 P2197 図へ設-1 8-9通り間の壁に期待する安全機能は何か。(確認) 当該壁に安全機能を求めない場合、安全機能を有する施設に波及影響がないことを説明すること P2171 図へ建-1-2 表中遮蔽に「O」がない。P2197図へ遮-1遮蔽関係図と一致しない。	原料貯蔵所の8-9通り間の壁に期待する安全機能はありません。過去の事業許可で遮蔽機能を期待していたため、仕様表に「遮蔽壁」との記載をしましたが、現行の事業許可では壁を削り打ちしたため遮蔽機能を期待していません。仕様表の「その他の構成機器」から「遮蔽壁」の記載を削除いたします。 また、当該の鉄筋コンクリートの壁は建物と同じ耐震重要度分類の地震力に対して損傷せず、安全機能を有する施設に波及的影響を及ぼすことはありません。 P2171 図へ建-1-2 については、11/20に同様なコメントを頂いており、修正いたします。	表へ建-1-1 (P1156) 図へ建-1-2 (P2316)
2694	1204-工事(建) 1 ●原料貯蔵所 P1096 仕様表 (その他の性能) : 許可P150 原料貯蔵所内の核燃料物質の最大貯蔵量(天然ウラン、濃縮ウラン(ウラン粉末、ウランペレット))を含む)が記載されていない。最大貯蔵能力をどこに、どのように記載するのか。	[(487)シリンダ貯蔵ピット]の設備仕様表を追加し、[その他事業許可で求める仕様に最大貯蔵能力を記載いたします。]	表へ設-59 (P1328)
2695	1204-工事(建) 2 ●原料貯蔵所 P2201 図へ配準-2 既認可の設工認で取外すこととした非常用設備(該当する場合)の仮置き場所の記載がない。また、取り外し後仮置き、又は代替措置中の設備機器の復旧工事を、今回申請するの記載がない。	既認可の設工認で取り外すこととした非常用設備は原料貯蔵所にはありません。原料貯蔵所で取り外し又は代替措置中の機器の復旧工事については、p.1902~1906の工事フローに示す通り、今回の申請で実施する予定です。 なお図へ配準-2に示す一時仮置き場所は準備工事を対象としており、今回の申請にて取り外し又は代替措置中の機器の保管が明記されていないため、今回取り外す設備・機器についても、先の一時仮置き場所にて保管する旨を注記します。	-

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2696	<p>1204-工事 (建) 3</p> <p>●原料貯蔵所</p> <p>P2186 図へ建-1-6 原料貯蔵所平面図他</p> <p>許可P143 二. (2) 原料貯蔵設備の表 備考欄の注1) で、「UF6は輸送容器に収納し、(外運規則)に適合した状態で貯蔵する。」ことが記載されているが、原料貯蔵所の図面に、輸送容器に収納した状態で貯蔵する位置 (区域) ・員数が、明示されていない。どのように認可を受け、貯蔵するのか説明すること。</p> <p>許可添五-147 第イ-3図 では、粉末貯蔵設備が設置されることとなっているが、図へ建-1-6 原料貯蔵所平面図には記載されていない。安全機能一覧のNo.も不明。どのように認可を受け、貯蔵する計画が説明すること。</p> <p>粉末貯蔵設備を通路に設置する場合、原料貯蔵所に設置する設備の全体像 (フィニッシュメージ) を記載した上で、粉末貯蔵設備が今回申請範囲の安全遊離ルートやアクセスルート等、他の安全機能に影響しない計画であることを説明すること。</p>	<p>付属建物原料貯蔵所内の機器配置図を追加します。そのなかで、付属建物原料貯蔵所に設置する次回以降申請の粉末貯蔵設備 (486) 粉末輸送容器貯蔵体、(489) シリンダ転倒装置、(490) 天井走行クレーン、(922) UF6シリンダ秤量機の配置を明示します。UF6シリンダの最大貯蔵量は□本であることをシリンダ貯蔵ピットの仕様表の「その他の事業許可で求める仕様」の欄に記載することにも、上記配置図にUF6シリンダの貯蔵位置を明示します。なお、当該粉末貯蔵設備が安全遊離ルートやアクセスルートに影響しないことがわかるように図に反映することを確認いたします。</p>	<p>表へ設-59 (P1328)</p> <p>図へ配-6 (P3448)</p> <p>図り非-1-9 (P2457)</p> <p>表へ建-1-1 (P1158)</p>
2697	<p>1204-その他6</p> <p>●11月27日面談の補足</p> <p>ひとつの建物・構築物、設備・機器の安全機能の一部を分割申請する場合、既認可の仕様表に記載し、追加申請する安全機能をアンダーライン等で識別する。(11月27日面談で確認した原則)</p> <p>この際、令和2年3月までに認可を受けた(第4次申請までの) 建物・構築物、設備・機器については既認可の技術基準と現在の技術基準の条項が変更されているため、追加申請する安全機能を</p> <p>既認可の仕様表と区別して作成し、申請することも可とする。(12月4日面談で連絡)</p>	<p>いただいたコメントに基づき検討いたします。</p>	<p>表4-1-1~4-2-6(刈り取り表) (P4512~P4577)</p>
2698	<p>1204-その他 (建) 7</p> <p>●申請書全体</p> <p>シリンダ洗浄機の溢水防護設計や原料貯蔵所の原料貯蔵設備の設置位置など、安全機能を有する施設に求められる安全機能が、他の安全機能に影響すること (可能性がある) 場合、設計レビューでどのような検討が行われ、設工認申請に至ったのか説明すること。</p>	<p>設工認申請書の作成に際しては、以下の3つの観点から、申請書が適切に作成されているかのチェックを実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業許可と整合していること</li> <li>・加工施設の技術基準に適合していること</li> <li>・先行申請した設工認と当該申請の設工認で設計上の不整合が生じていないこと</li> </ul> <p>上記の観点の下、申請対象・範囲が明確に記載され、それらの位置、構造、強度 (寸法、材料)、機能・性能が本文 (仕様表、材料一覧、添付図等) に記載されていることを確認しております。上記のチェックについては、申請書の作成者が実施することにも、専門家チームによるチェックも実施しております。これらのチェック結果等は、設工認情報共有会議を通じて関係者で議論、情報の共有化を図り、最終的には、品質確認委員会や管理総括者による最終確認を実施したうえで、安全衛生委員会での審議後、設工認申請しております。</p> <p>設工認面談において、種々のコメントを頂いており、不十分な箇所が散見されており、PDCAを回してより一層の設工認申請書の品質向上を図っていきたく考えております。</p>	<p>表り設-3 (P2128)</p> <p>図へ設-11 (P3112)、13 (P3116)</p> <p>図へ設-3</p> <p>資料11設 (P4826)</p> <p>添付説明書-設6-1 (P5983、5986)</p> <p>添付説明書-設7 (P6039)</p>
2699	<p>1204-その他8</p> <p>●秤量設備 (追加確認事項)</p> <p>P1987 秤量設備 (秤) 保安秤量器(ウラン管理1) (ウラン管理2)</p> <p>UF6シリンダや大型粉末輸送容器の重量を図るロードセル式 (吊り下げ型) の秤について、技術基準「第14条 安全機能を有する設備(第3項)」、「第16条 搬送設備」等に対する設計仕様が記載されていない。どのような考え方で設計仕様を決めているのか説明すること。該当しない場合、その理由を添付説明書に簡潔に記載し、説明すること。</p>	<p>秤量設備 (秤) 保安秤量器(ウラン管理1)及び(ウラン管理2) (図へ設-11、13) のラッチロック式フックに掛けて使用します。これを踏まえ、技術基準10条 (閉じ込め; 落下防止) ・14条 (安全機能を有する設備; 内部飛出物防止) への適合について仕様表、添付説明書に返記します。また、16条 (搬送設備; 停電時保持機能) についてはクレーンによって安全機能を確保しているため、該当しないと考えますのでその旨添付説明書に記載いたします。</p>	<p>表り設-3 (P2128)</p> <p>図へ設-11 (P3112)、13 (P3116)</p> <p>図へ設-3</p> <p>資料11設 (P4826)</p> <p>添付説明書-設6-1 (P5983、5986)</p> <p>添付説明書-設7 (P6039)</p>

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2700	<p>その他技術基準で求められる安全機能 (第14条第4項 他の原子力施設との併用等) について、該当する場合、申請漏れのないよう管理すること。</p>	<p>拝承。</p>	<p>表ト設-気8 (P1704)、気9 (P1710)、気64 (P1834)、気65 (P1837)、気73 (P1854)、気75 (P1858)、気76 (P1861) 資料11設 (P4828)</p>
2701	<p>1211-臨界1 ・ [2672 (1204-臨界7) の更新] P198仕様表 遠心分離機 (洗浄用) について、[4.1-設7] (全濃度での評価) が該当しない旨の回答があったが、以下の点についてどのように整理しているのか説明すること ○仕様表の中では、取り扱う核燃料物質としてADUが挙げられており、面談の回答の中でもADUを扱う部分全濃度での評価を行う旨説明がなされている。しかし、面談の回答の結論として[4.1-設7] (全濃度での評価) が該当しないと結論付けている点について、矛盾はないのか。 ○面談の回答で「分離後の清澄液側の部分についてはウラン濃度が十分に低い」と評価はしていません」とあるが、遠心分離機 (洗浄用) には分離前の部分が含まれるのではないのか、つまり「分離前の清澄液側でないウラン濃度が十分に低くない部分」というものは遠心分離機 (洗浄用) に存在しないのか。</p>	<p>遠心分離機内では固液分離され、ADUが濃い固形物部分と、ADUが分離されたあとの廃液 (清澄液) 部分が存在します。ADUの固形物部分は濃液ではないものの、全濃度を考慮しているのに対し、ADUが分離されたあとの清澄液部分はウラン濃度は低く、全濃度で評価することには及ばないため、[4.1-設7]は該当しません。 また、清澄液部分のウラン濃度は、保守時に当該機器への供給液のウラン濃度を包絡する濃度 (180gU/L) に設定しています。したがって、分離前の供給液についても、計算モデルの中で考慮されたものとなっています。 上記の内容を補正申請書に反映させていただきます。</p>	<p>添付説明書-設1(P5307)</p>
2702	<p>1211-地震 (廃) 1 11月13日面談コメント回答に対する再確認事項 No.2582 (1113-23) 液体廃棄設備 (760)集水槽 事業許可からの耐震重要度分類の変更理由として集水槽として第1類から第3類への変更を行うとしているが、図ト設-液17では集水槽は集水ピット(760) (加工機成型工場1階) の本体部分で集水槽と集水ピットは一体の設備となっている。この場合、ピット部分は許可と同様に建築物の一部と考えられるが耐震重要度の考え方、今回の変更理由について再度説明のこと。</p>	<p>当該集水槽は、排水を取り扱うため耐震重要度分類3類の設備と考えましたが、建築物の一部であるピット内に設置する金属製の容器を集水槽とし、耐震重要度分類1類で申請します。建築物の一部の柱み部分と容器である集水槽をまとめて、(760)集水ピットとして申請します。</p>	<p>表ト設-液16 (P1913) 図ト系-液2 (P3692) 図ト設-液16 (P3777)、液17 (P3778) 表1-2-6(2)事業許可呈取(P4366) 表1-2-6(2)設工認呈取(P4663) 資料2建 (P4718) 資料3設 (P4799、P4767) 資料11建 (P4814、P4815) 添付説明書-設2 (P5559) 添付説明書-設3-1 (P5693)</p>
2703	<p>1211-火災 (廃) 1 気廃(1) ・ p1608.1609排ガス分解装置の仕様表。安全燃焼インターロックに係る設計が火災、警報に記載されていない。</p>	<p>高性能エアフィルタ通過後の気体を取り扱う排ガス分解装置に設置している安全燃焼インターロックであり、失火時にLPガスの供給を止めるものため、放射性物質を含まないことから、その他事業許可で求める性能の欄に記載しておりますが、ご指摘を踏まえ表ト設-気23の「火災等による損傷の防止」、「警報設備等」にも新たに設計番号を追加し、適合説明書も修正いたします。</p>	<p>表ト設-気23 (P1754) 資料15設 (P4838) 資料23設 (P4871) 表1-2-6(1) (P4655)</p>
2704	<p>1211-外部 (廃) 1 気廃(6) ・仕様表 (表ト設-気77、1.736頁) 気体廃棄設備(6)の給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)、排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) は[99-設3]電巻F3に耐えるよう固定する設計が記載されていない。(1738頁、1740頁も同様)</p>	<p>気体廃棄設備(6)の給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンドラ洗浄機)はF3電巻に耐える建物であるシリンドラ洗浄機内に設置されており、落下防止の対象外のため、[99-設3]電巻F3に耐えるよう固定する設計を記載しております。また、給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)は第2廃棄物処理所の独立した非常用電源に設置されており、落下防止対象とはしていないため、[99-設3]電巻F3に耐えるよう固定する設計を記載しております。</p>	<p>表ト設-気23 (P1754) 資料15設 (P4838) 資料23設 (P4871) 表1-2-6(1) (P4655)</p>
2705	<p>211-非常電源 (廃) 気廃(5) ・非常用電源に接続する必要のある排気ファン (説明書4.670頁) の選び方、考え方が記載されていないので、説明すること。</p>	<p>非常用電源に接続する排気ファンは、停電時のウランの閉じ込めを考慮し、基本的に局所排気システムの排気ファンを選定しております。選定に当たっては工場内の負圧維持するために必要な容量となるようにしております。 但し、第2燃焼炉倉庫は局所排気システムを持たないため室内排気系統(40E)を非常用電源に繋いでおります。20RVについては室内排気ファンですが、従来より非常用電源に接続しており、その設計を踏襲しています。</p>	<p>表ト設-気23 (P1754) 資料15設 (P4838) 資料23設 (P4871) 表1-2-6(1) (P4655)</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2706	211-非常電源 (廃) 気塵(5) ・仕様表 (1,709頁) 排気ファンの非常用電源の項に「表ト設-気1参照」と追加されたが、これは何を言おうとしているのか。	6次第1回補正申請書に「表ト設-気1参照」と追加されたが、これは何を言おうとしているのか。	・表ト設-気4 (P1894)、気5 (P1697)、気6 (P1700)、気31 (P1770)、気44 (P1809)、気64 (P1834)、気75 (P1858)
2707	1211-警報 (廃) 1 ・[10.1-設58]仕様表P1554気体汚染設備 (1) 排気ファン (2) について、負圧警報装置系統図がP3664図ト制-気1に記載されているが、負圧異常の確認対象負圧確認箇所 (室名、位置等) 及び構造が分かるように申請すること。(閉じ込めの添付説明書-6のP5538に図示している負圧確認箇所がわかるように、系統図でも記載すること。)	1211-警報 (廃) 2 第4次工認申請で、次回以降申請する気体汚染設備で適合性を確認するとして設計については、今回の申請で適合確認しているか再確認し、漏れのないよう申請すること。分割申請する際の次回表、刈取り表の内容を良く確認し、仕様表を作成すること。(分割申請している設計について、全て確認し、次回面談で確認結果を説明すること。)	・図ト制-気8(1/6) (P3811)、気8(2/6) (P3812)、気8(3/6) (P3813)、気8(4/6) (P3814)、気8(6/6) (P3815)
2708	1211-警報 (廃) 3 ・上記の負圧警報装置は、屋外と設置警報確認箇所で負圧を確認しているのか。	ご指摘の通り外気圧を基準とし、各確認箇所の負圧を確認しております。	・表4-1-1-4-2-6(刈り取り表) (P4512~P4577)
2710	1211-警報 (廃) 4 ・負圧警報の設定値は、第4次工認で認可を受けた外気に対する負圧(19.6P以上)で発報するように設定すること。設定値については、仕様表又は図面等に記載すること。	ご指摘の通り外気圧を基準とし、各確認箇所の負圧を確認しております。	・図ト制-気8(1/6) (P3811)、気8(2/6) (P3812)、気8(3/6) (P3813)、気8(4/6) (P3814)、気8(6/6) (P3815)
2711	1211-閉込 (廃) 1 ・[2664(1204-溢水(廃)1)の更新] P1612仕様表 気体汚染設備 (1) スクラバ (分析系統) は高性能エアフィルタの前に設置するスクラバだが、堰は不要か。また、スクラバには、除去性能 (DF) やスクラバ内水位に制限値や下限値定められているのが説明すること。	気体汚染設備 (1) スクラバ (分析系統) は、分析作業により発生する酸性ガスを除去するための設備であり、ウラン溶液を取り扱う設備でないため、ウラン溶液閉じ込めのための堰は不要です。なお、当該設備からの溢水については、防護区画2 (工場棟転換工場、除染室、分析室) の溢水量として考慮しており、当該区画の建物内で閉じ込めることになりません。また、上述の通り当該スクラバはウラン閉じ込めのためのものではなく、酸性ガスを中和するものであり、スクラバ内水位下限値としては、循環水が確保されていることになりません。	・図ト制-気8(1/6) (P3811)、気8(2/6) (P3812)、気8(3/6) (P3813)、気8(4/6) (P3814)、気8(6/6) (P3815)
2712	1211-閉込 (廃) 2 ・P3452 図ト系1-27(2/2)スクラバの図面について、流入するガスを「分析設備 不純物分析設備他」としているが、「他」とは何が説明すること。また、不純物分析設備で該当するのはICP質量分析装置、ICP発光分光分析設備だけでよいか。	「分析設備 不純物分析設備他」の「他」とは、5次申請書図ト配-3にて申請対象外の機器として示す「e 作業台(型式ドラフト型(1))」が該当します。「他」は申請対象外の設備であることから、図ト系1-27(2/2)から当該の「他」は削除します。また、不純物分析設備で該当するのはICP質量分析装置、ICP発光分光分析設備だけです。	・図ト系1-27(2/2) (P3609)
2713	1211-閉込 (廃) 3 気塵(1) ・p321溶解槽の仕様表、p3425 図ト系1-10(4/5)では、溶解槽を局所排気系統に接続することが記載されているが、仕様表には「[10.1-設4] 局所排気系統に接続する」が記載されていない。	溶解槽、溶解液受槽は局所排気設備に接続しますので、仕様表の記載を適正化します。	・表イ設-69 (P341)、72 (P347) ・表1-2-1 (P4640) ・添付説明書-設6(P5879)
2714	1211-閉込 (廃) 4 気塵(1) ・p3704 オン交換装置 (吸着塔) の仕様表、p2685-2689 図イ設-93(1/5)~(5/5)、仕様表に「[10.1-設4] 局所排気系統に接続する」ことが記載されているが、局所排気系統への接続箇所が読み取れない。	図イ設-93(5/5)に記載のとおり、下部のフードがガスが排気に接続するという意図で、「[10.1-設4] 局所排気系統に接続する」を仕様表に記載しています。吸着塔自体は排気接続はしていません。	・
2715	1211-閉込 (廃) 5 気塵(1) ・p407乾燥機の仕様表、仕様表に「[10.1-設4] 局所排気系統に接続する」が記載されているが、図ト系1-1の局所排気系統図では、どこに繋がるのか読み取れない。	p407乾燥機(233)はp409乾燥排気フィルタ(234)を介して局所排気系統に接続してあります(p2408 図イ系-10(3/4)を参照ください)。図ト系の局所排気に接続する設備表は、直接局所排気に接続する設備を整理しており乾燥排気フィルタ(234)のみを記載しております。	・



NRA職からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2716	1211-閉込 (廃) 6 気塵(1) ・p1599水スクラバ (ウラン回収第1系列系統)。[[99-設7]排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用]、[[99-設8]排気中の気塵 (NOx含む) を除去]については、許可での整理を踏まえ、閉じ込めに係る安全機能として記載すること。	硝酸 (NOx含む) の除去を目的としているため、放射性物質の除去には該当しないと考え、「その他事業許可で求める性能」に当該機能を整理しておりますが、事業許可での整理も反映し、気体廃棄物の排気経路の確保の観点から、「閉じ込め」にも設計番号を記載いたします。同様、事業許可の安全機能一覧にて「閉じ込め」と整理している機能を、「その他事業許可で求める性能」に記載しているものについても、上記と同様の対応といたします。 なお、排気ダクトの排気経路の確保については、事業許可の安全機能一覧で「閉じ込め」と整理しておりますが、仕様書では技術基準に基づき整理しておりますので現状通り、「廃棄施設」のみの整理とさせていただきます。	・表ト設-気18 (P1743)、気19 (P1745) ・資料23設 (P4871) ・表1-2-6(1) (P4655) ・添付説明書-設6 (P5862)
2717	1211-閉込 (廃) 7 気塵(1) ・p1599水スクラバ (ウラン回収第1系列系統)。p1601アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統)。[[10.1-設7]共有口が液面に接触しない構造]が、アルカリスクラバにしかない。工業用水を直接注水するのはアルカリスクラバで、水スクラバには、アルカリスクラバ経路で注水されるということか。	アルカリスクラバには、循環の工業の給水配管を接続しておりますが、水スクラバは給水時に、ホースで水を供給する運用としております。したがって、水スクラバには工業用水の接続はありませんので、[[10.1-設7]共有口が液面に接触しない構造]は記載していません。	
2718	1211-閉込 (廃) 8 気塵(1) ・p3410-図ト系1-~等。p3635-図ト系1-~。[617]給排気ファン停止インターロックの検出端、作動端の考え方については、室内排気系統の排気ファンを検出端、当該検出端の上流の給気ファンを作動端とし、局所排気系統の排気ファンは対象とならないという整理でいいか。この場合、排気ファン30Eは、給気ファンの9Sの検出端になると考えられるが、インターロック系統図には記載が無いのはなぜか。	・停止時に向上への影響の大きい(排気能力の大きい)排気ファンを検出端としており、当該検出端の上流の給気ファンを作動端としております。ご指摘の30E系統は停止時に向上への影響が小さい(排気能力の小さい)排気ファンなので、インターロックを不要としております。 ・通常運転時はEF-A1,A2を連転しており、EF-A3は非常時のみ作動する為、インターロック不要としております。	
2719	1211-閉込 (廃) 9 気塵(1) ・p3422、3425、3426図ト系1-10 (1/5) (4/5) (5/5)。系統図では、局所排気系統に繋がる設備が4箇所に分かれて書かれていますが、その設備がどこに繋がるのか記載されていないので明確にすること。他の局所排気系統図と設備一覧も同様。	・図ト系1-9 (P3576、P3578)、系1-10 (P3579、P3582、P3583)、系1-18 (P3595、P3597)、系6-2 (P3683、P3684)	
2720	1211-閉込 (廃) 10 液塵(1) ・p3539図ト系-液(1/2)。[714]ろ液受槽液位高インターロックの作動端が系統図に記載されていない。	P2406図ト系10(1/4)に記載してあります。露液送液ポンプが作動端です。	
2721	1211-閉込 (廃) 11 気塵(5) ・ダクトの前腐食性について、過去の穴明き事象に対して、どのように対策をしたのか説明すること。 腐食の問題の有ったダクトについては蒸気配管の撤去で対策したとのことであるが、そもそも腐食性流体に対する材料選定の要求に対して、どのように材料選定しているか説明すること。	耐食性を求められるダクトの材質選定の方針についてはp5676に記載しております。	
2722	1211-廃棄 (廃) 1 ・気塵系共通で、排気ファンの排気容量 (能力) が許可 (172頁) に記載の処理能力を満足していることが分かるよう、個々の排気風量を仕様表 (1.708頁) 「その他の性能」等に記載を検討方針。	拝承致しました。 記載を検討致します。	一 (巡回書2722)

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2723	1211-廃棄 (廃) 2 気源(1) ・p1583(615)排気ダクト・ダンパ (~高性能エアフィルタ)。p1597(629)排気ダクト・ダンパ (~高性能エアフィルタ)。 「[20.1-設8]非管理区域を通る部分のルート変更」が、[615]にはあって、[629]にはない。 [629]は元々、非管理区域を通っていなかったということか。(確認)	[629]の排気ダクトは1階のダクトとしており、2階以降の排気ダクトを [615]としております。もともと[615]が見学者通過(非管理区域)を通過していたためのルート変更であり、[615]にのみ「[20.1-設8]非管理区域を通る部分のルート変更」を記載しております。	-
2724	1211-廃棄 (廃) 3 気源(1) ・P3451に記載の分析室・分光分析室系統 ([615]、[629]) は、屋外を通る系統を改造しているが、上記のコメント同様、[[20.1-設8]非管理区域を通る部分のルート変更]が該当しないのか(確認)	元々屋外を通過していたダクトは高性能エアフィルタ通過後のダクト [616]であり、[615][629]のダクトの設計には該当いたしません。	-
2725	1211-廃棄 (廃) 4 気源(1) ・p3416図ト系1-7、p3458図ト系1-32等。[615]排気ダクト・ダンパ (~高性能エアフィルタ)と(629)排気ダクト・ダンパ (~高性能エアフィルタ)、[614]給気ダクト・ダンパと(628)給気ダクト・ダンパの取合点を記載すること。	ダクト同士の取合点については、安全機能番号を示す矢印を安全機能が切り替わる部屋境界(取合点)の前後に示しておりますが、より明確になるよう記載を校訂いたします。	・図ト系1-7 (P3573) 系1-32 (P3615)をはじめ、他の系統図にも安全機能番号が切り替わる場合には取合点を示しております。
2726	1211-廃棄 (廃) 5 気源(1) ・p3424図ト系1-10 (3/5)、p2405図ト系-9 (3/3)。p2405図ト系-9 (3/3)にあるフィルタ、排ガスフィルタ、プロアとは、[198]仮焼炉の構成機器か。仕様表から読み取れない。 ・p3424図ト系1-10 (3/5) (気体排気設備 (1) 転換加工室局所排気系統(3))において、装置 (図ト系-9 (3/3)) を追加しているが、図ト系-9 (3/3) (P2405)のどの装置を意味するのか。破線の意味は。又、仮焼炉 (図ト系-9、P2680)の排気ラインと局所排気系統(3) (図ト系1-10)の整合性について確認のこと。 排ガス冷却装置に接続する配管を耐震分類Iに変更した理由を説明するとともに、機器と接続配管と耐震分類が異なる場合の設計方針を設計方針書で記載すること。	フィルタ、排ガスフィルタ、プロアは、仮焼炉の構成機器として、仕様表上は、排気配管系統(プロア含む)に含むとして整理し、系統図・機器図において仮焼炉の構成機器として申請範囲に含めています。 また、装置(図ト系-9(3/3)参照)とは、図ト系-9(3/3)及び図ト系-9(3/3)で示している、フィルタ、排ガスフィルタ、プロアのことで、図ト系-9(3/3)では、排ガス冷却装置と、コンデンサをまとめて、排ガス冷却装置という記載のみとなっておりますので系統構成のつながりがわかりにくくなっていると思慮します。従いまして、図ト系-9(3/3)及び図ト系-9(3/3)に、排ガス冷却装置及びコンデンサを明確に記載し、系統構成及び資材間のつながりが読み取りやすくなるように適正化します。 なお、図ト系1-10 (3/5)中の破線の意図は、化学処理施設としての申請設備であり、廃棄施設ではないことを意図して記載したものです。この意図がわかるよう、凡例を追加させていただきます。 耐震分類の修正理由は、初回申請で化学処理側と廃棄施設側で同一のものを別々の耐震分類とされていたので、記載を適正化したものです。耐震分類の異なる設備と配管の接続方針については、設計方針書で読み取れるように適切に修正します。	・図ト系-9(3/3) (P2558) ・図ト系-補1(19/23) (P2581) ・図ト系-91(1/2) (P2833) ・図ト系1-10(3/5) (P3581) ・資料3 設 (P4766)
2727	1211-廃棄 (廃) 6 気源(1) ・p3424図ト系1-10 (3/5)。コンデンサの冷却水出口が廃液貯槽に繋がっていない。冷却水が核燃料物質等に汚染していないのであれば、そのことが分かるように記載 (図示) し、冷却水の排水系統を説明すること。	コンデンサは熱交換器と同じで、冷却水は直接核燃料物質等(仮焼炉排気ガス)と接触することはありません。 その意図で、申請対象外として系統構成を図ト系に記載しています。 ご指摘の通り、冷却水は直接核燃料物質等(仮焼炉排気ガス)と接触しないことを図ト系1-10(3/5)に記載することを検討いたします。	・図ト系1-10(3/5) (P3581)
2728	1211-廃棄 (廃) 7 気源(1) ・p3591図ト系-気5(1/2)、3593図ト系-気6。水の出入口も明記すること。	拝承致しました。 記載を校訂致します。	・図ト系-気5(1/2) (P3741) ・図ト系-気6 (P3743)

NR4廠からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2729	<p>1211-焼窯 (焼) 8                      突塵 (5)                      ・焼却設備系統図 (図ト系-図1 3.543頁) では、発生する液体廃棄物はどのように処理するのか説明すること。次回以降の申請であれば、その旨を明記すること。                      ・系統図 (図ト系5-2) 3.527頁の設備からの高所排気を示す装置/図ト系5-2 (2/2-3/3) の誤記と思われる。確認してください。</p>	<p>・焼却設備では、焼却炉本体の冷却水で工業用水を使用していますが、ウランとの接触はなく対象外としています。焼却設備系統図 (図ト系-図1 3.543頁) 中、フラッシュチャンパーで使用する工業用水は、次回申請対象部分として修正しました。あわせて申請対象外部分についての記載を適正化させていただいております。                      ・拝承しました。図ト系5-2(2/2)を修正いたします。</p>	<p>・図ト系-図1 (P3695)                      ・図ト系5-2(U/3) (P3678)</p>
2730	<p>1211-地震 (建) 1                      附属建物容器管理棟独立遮壁                      ・附属建物容器管理棟メンテナンス室は安全機能を有する施設ではないため、波及的影響について考慮する必要はないか。                      ・地震改良の深さに拘を付ける必要があるのではないか。                      屋外遮壁全般                      ・ポーリング柱状図を添付し、建物・構造物の支持層を明記すること。</p>	<p>独立遮壁は鉄筋コンクリート造の強固な構築物であり、鉄骨造のメンテナンス室が損傷しても波及的影響を受けないことを追記します。                      拝承しました。                      拝承しました。</p>	<p>・表へ建-1-2 (P1170)                      ・表へ建-2-2 (P1201)                      ・表り建-1-1-2 (P2086)                      ・表り建-1-1-3 (P2089)                      ・表り建-1-1-4 (P2092)                      ・表り建-2-1-2 (P2116)                      ・表り建-2-1-3 (P2117)                      ・表り建-2-1-4 (P2118)                      ・表1-1 (P4299)                      ・資料3建 (P4719)</p>
2731	<p>1211-地震 (建) 1                      申請建物全般                      ・伏図、軸組図に既設部の部材符号が記載されていないが、既設部については過去のインプット情報を呼び出し、既認可から変更がないことを明記すること。</p>	<p>拝承しました。先行申請と同様に、既設部の部材符号を含めた伏図、軸組図を計算書に添付します。</p>	<p>・添付説明書-建2-II付録1 (P4902)                      ・添付説明書-建2-III付録1 (P4938)                      ・添付説明書-建2-IV付録1 (P4966)                      ・添付説明書-建2-V付録1 (P4985)                      ・添付説明書-建2-VI付録1 (P5000)                      ・添付説明書-建2-VII付録1 (P5031)                      ・添付説明書-建2-VIII付録1 (P5046)                      ・添付説明書-建2-IX付録1 (P5071)                      ・添付説明書-建2-X III付録1 (P5087)</p>
2732	<p>1211-地震 (建) 2                      シリンダ洗浄棟                      (P4708) シリンダ洗浄棟の耐震計算書で、地下階の地震力が記載されていない。                      また、地下階の水平剛度を用いるのであれば仕様書に記載すること。                      添付説明書 (基本方針書) の基本図面として、申請書本文の図面を引用する場合、主要構造部の構造・材料が分かるように記載すること。</p>	<p>拝承しました。地下部がある建物・構築物の仕様表、耐震計算書に、地下部の地震力を記載します。                      既存部を含め主要構造部の部材符号を含めた伏図、軸組図、部材一覧を計算書に添付します。</p>	<p>・表イ建-1-1 (P139)                      ・表り建-1-1-1 (P2083)                      ・表り建-1-1-2 (P2086)                      ・表り建-1-1-3 (P2089)                      ・表り建-1-1-4 (P2092)                      ・表り建-1-1-2 (P2096)                      ・表り建-1-3 (P2098)                      ・資料3建 (P4721)                      ・添付説明書-建2-II (P4896)</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2733	1211-地震 (建) 3 屋外遮熱壁等 ・ (P2282) 壁及び基礎壁の配筋量については、縦筋・横筋、主力筋・配力筋がわかるように記載すること。また、配筋量が切り替わる場合は、どの位置から切り替わるのか明確に記載すること。 ・ (P4743) 地上部分と地下部分の水平強度は異なるが、(6.1-建5)の設計仕様には(地上部の地耐力)についての記載しかない。地下部分について設計地耐力を記載すること。 ・ (P4743) 地下部分の水平強度は杭基礎部の設計のみに用いているという理解でいいか。つまり直接基礎の独立基礎壁(2)~(5)には適用しないか。 ・ (P4771) 防護フェンスの杭、基礎部の評価結果を記載すること。	拝承しました。先行申請と同様に、配筋を示す構造断面図を計算書に添付します。 拝承しました。地下部分がある建物・構築物の仕様表、耐震計算書に、地下部の地耐力を記載します。 直接基礎にも地下部分の水平強度を適用しておりますので、その旨を追記します。 地震時の評価結果は巻巻による飛来物の評価に包絡されますので、その旨を追記します。	表へ建-1-2 (P1170) 表り建-1-1-1 (P2083) 表り建-1-1-2 (P2086) 表り建-1-1-3 (P2089) 表り建-1-1-4 (P2092) 表り建-1-1-2 (P2095) 表り建-1-3 (P2098) 資料3建 (P4721) 添付説明書-建2-II (P4897) 添付説明書-建2-XIV (P5096)
2734	【コメント回答について】 反照率P56~58。複数の面を示すことによって、[10.1-設23]との対応がわかりにくくなっている。基準適合性として示す [10.1-設23] はバックアップフィルタを設置することであり、切替え運用の話は事業者の設計の都合で2系統の排気系に繋げることから補足的に説明するものである。ひとつの面で説明できるようなものではないか	コメント拝承しました。記載を再検討します。	添付説明書-設6 (P5858~5859)
2735	第20条 乾燥機 (72) 設備図面 (P2537) と系統図 (図面P2393) で排気配管の本数が相違している。一方、ポリウレマ (92) では複数の配管がそれぞれ系統図 (図面P2395) にも記載している。記載ルールを統一すること。	系統図は、主要な配管系統構成を示すものです。ご指摘いただいた、ポリウレマについては、系統図としての記載程度としては整合がとれていませんでした。乾燥機の排気は、系統図上は1本とし、ポリウレマの壁菜配管は、1本とするよう、記載を見直します。	図イ系-6(1/4)(2/4) (P2548~2549) 図イ系-補1(11/23)12(23) (P2573~2574)
2736	第20条 ADU受けホッパ (84) (図面P2548)、ADUバグフィルタ (85) から入気が記載されているが、系統図には記載がない。この記載の意図を説明するとともに、申請書上で示すべき経路であるのか整理すること。	ADU受けホッパ (84) (図面P2548)、ADUバグフィルタ (85) は、ポリウレマで大部分のウランが回収され、排気がADUバグフィルタに移行するという使用方法です。ADUバグフィルタでは、排気中のウランがフィルタで多過されますが、ろ過されたウランが落下し、再びADU受けホッパに落ちるといった意図で、ウランの流れを記載していただきましたし、ご指摘の通り、双方矢印としてしまうとウランの流れがわかりにくくなると思料しますので、ADUバグフィルタ→ADU受けホッパの矢印は削除することとします。	図イ設-30(1/2)(2/2) (P2701~2702) 図イ設-31(1/4)(2/4) (P2703~2734)
2737	第20条 ロータリーキルン (94) 燃焼チャンバ (図面P2580)、系統図では、気体排気設備へ接続する系統と、スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) (626) へ接続する2系統が示されているが、P2580の機器図では1系統しか記載されていない。(P2583には記載あり)	燃焼チャンバ排気は、気体排気設備へ接続する系統と、スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) (626) へ接続する2系統が正ですので、P2580の図の記載を適正化させていただきます。	図イ設-37(12/16) (P2733)
2738	第20条 系統図P2396、燃焼チャンバの先「図イ系-5(2/4)」の誤記ではないか	ご指摘いただいたとおり、「図イ系-5(2/2)」が正ですので、記載を適正化させていただきます。	図イ系-6(2/4) (P2549) 図イ系-8(2/3) (P2554) 図イ系-9(2/3) (P2557) 図イ系-補1(15/23) (P2577)
2739	第20条 ADUバグフィルタ (85) について、系統図P2394において、気体排気設備(1)へ接続するとしつつ、排気の図面 (P3419、P3421) によるとスクラバ (626) を経由しているため、系統図の記帳を適正化すべきでないか。	ご指摘いただいたとおり、ADUバグフィルタ (85) の排気はスクラバ (626) を経由しており、スクラバ (626) を経由していただくことで、それが明確となるように記載を適正化させていただきます。	図イ系-5(1/2)(2/2) (P2546~2547) 図イ系-補1(9/23)(10/23) (P2571~2572)
2740	2643の追加 なぜ、表面の材料のみの記載でよいのか、考え方を説明すること。	熱交換器は、不浸透黒鉛のまわりを金属で囲んでいるものです。したがって、駆換工場内部で火災が発生した場合、火災源からみて防護対象表面は、金属ですので、今回、表面を、「熱交換器 (表面) には不燃性材料を用いる」に見直ししました。	-
2741	2644の追加 断間に對する火災熱影響評価の考え方について説明すること。	火災の添付説明書に断間に対する火災熱影響評価の考え方を追記します。	添付説明書-設2(P5568)

NR16廠からのコメントに対する対応状況（6次申請）

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	コメントNo.2701で回答させていただいた通り、臨界の添付説明書に反映します。	第2回補正申請書の記載箇所
2742	2672の追加 回答、「なお、遠心分離機をクリーンアップする際に硝酸を使用するため、遠心分離機よりウランを抜き出した後の機器に付着する少量のウランを溶解する際に硝酸ウランが発生しますが、十分低濃度でのウラン取り扱いであり、評価条件を満足します。」について、申請書に反映すること。	ご指摘如您、火災の啓明書の方針が読み取れるように、材料一覧に当該材料が記載されていない場合は、仕様書の火災の条項の部分に使用している材料を明記します。また、一部に可燃性の材料が用いられている場合は、材料一覧に火災の発生源にならないことを注記させていただきます。	・添付説明書-設1(P5307)
2743	2647の追加 材料一覧の主要な構造材には簡易評価部材を記載しているというルールは理解するが、火災防護のために、主要な構成材は、難燃性・不燃性を使用するという要求をどのように満足しているかを説明すること。	原料貯蔵所には溢水漏とならないため、防塵対象設備とはしていません。(12/7:2661で回答済み) なお、シリンダ貯蔵ユニットに収納しているUF6シリンダは、臨界解析の結果、水没しても未臨界となる評価結果(次回以降申請)です。上記については添付説明書に追記します。(12/7:2661で回答済み) また、原料貯蔵所には溢水漏がないため、溢水、浸水による電気火災のリスクはありません。なお、一般的な火災の観点から、電気設備技術基準第十四条に基づき、「火災等による損傷の防止」のために[11.3-建8に記載の通り、配線用遮断器を設置しております。]	・別表イ設-1 (P451)、-2 (P452)、-5 (P455)、-6 (P456)、-7 (P457)、-11 (P461)、-15 (P465)、-21 (P471)、-107 (P560)、-121 (P575) ・別表ハ設-21 (P821)、-31 (P831) ・別表ハ設-35 (P835)、-5 (P1332) ・別表ト設-液1 (P1951)、液6 (P1956)、液7 (P1957)、液9 (P1959)、液10 (P1960)、液11 (P1961)、液12 (P1961)、液13 (P1962)、液15 (P1962) ・資料8(P4807) ・添付説明書-設2(P5551)
2744	2661の追加コメント 火災の発生防止の観点から電気火災を考えないのはなぜか？	原料貯蔵所には溢水漏とならないため、防塵対象設備とはしていません。(12/7:2661で回答済み) なお、シリンダ貯蔵ユニットに収納しているUF6シリンダは、臨界解析の結果、水没しても未臨界となる評価結果(次回以降申請)です。上記については添付説明書に追記します。(12/7:2661で回答済み) また、原料貯蔵所には溢水漏がないため、溢水、浸水による電気火災のリスクはありません。なお、一般的な火災の観点から、電気設備技術基準第十四条に基づき、「火災等による損傷の防止」のために[11.3-建8に記載の通り、配線用遮断器を設置しております。]	-
2745	インターロック・警報について、事業許可、技術基準を満足していないものが敬見される。具体的には、 ・溶解槽比重インターロックの制限値が核の制限値を超えている。 ・弁圧警報において、4次申請で記載している警報値が6次設工認に記載されていない。 ・インターロック・警報が、仕様書に適切に記載されていないものがある。 全てのインターロック・警報について、再確認すること。	2020年12月16日付「インターロック及び警報の機能に関する確認について」参照。	・添付説明書-設6付1(P5995~6005)
2746	1218-閉込(廃)1 No.2719の更開。コメント反映案p34に「図ト系1-10(4/5)表1」が2箇所記載されているが、当該表には設備が1つ(仮焼炉)しか記載していない。1つの設備から2箇所に繋がっているのか。	反映案P32(図イ設-92(1/2))に記載している通り、気体廃棄施設である非ガス冷却装置・コンデンサを挟んで、化学処理施設の仮焼炉の構成機器を設置します。この意図で、気体廃棄施設を挟んで、化学処理施設を2か所記載しています。	-
2747	1218-警報1 【コメント回答(2739)について】 反映案(P24)において、ADUバグフィルターボックス(86)の排気がスクラバを経由する記載となっているが、P3428ではスクラバを経由しないことが示されており記載が整合していない。また、ADUバグフィルター(85)の記載があるP3421の機器リストについて、P3419の系統図では一部スクラバを経由しない経路が示されているが、その経路に接続する機器がリスト中のどの機器に該当するか明確でない。それぞれの図面について適切な記載とすること。	ADUバグフィルターボックス排気については、スクラバは経由していません。また、ADUバグフィルター(1)の排気はスクラバを経由しておらず、ADUバグフィルター(2)の排気はスクラバを経由しています。このため、廃棄施設の系統図にも、スクラバを経由している機器と、経由しない機器の系統を示しており、申請書記載内容は、設備構成と整合しています。これまでのコメント(#2719)踏まえ、記載をわかりやすくするよう見直しします。また、#2739の反映案についても、記載を見直します。	・図イ系-5(1/2)(2/2) (P2546~2547) ・図イ系-補1(9/23)(10/23) (P2571~2572) ・図ト系1-9(1/3) (P3576)、系1-9(3/3) (P3578)

NRA殿からのコメントに対する対応状況（6次申請）

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答（注：ページは第1回補正申請書）	第2回補正申請書の記載箇所
2748	1218-警報（降）1 気圧全般（No.2707の更新） ・気圧降下警報(5)、気圧降下警報(6)の排気ファンには第1種管理区域の負圧異常で警報を表 示/吹鳴する負圧警報装置を設置する設計としているが、差圧計はシリンドラ洗浄機、第2種薬 物貯蔵棟、第1種薬物貯蔵棟兼用で1台、第2種薬物貯蔵棟にのみ位置している（図ト配-気6 （1/5）3.394頁）が、必要十分か？但し、閉じ込め機能の説明[10.1-設58]5.538～5.543頁で は計8点（▲）の負圧確認箇所があり、どのような構成なのか？説明追加。	ご指摘の通り、負圧警報装置はシリンドラ洗浄機、第2種薬物処理所、第1種薬物処理所兼用と し、1台を第2種薬物処理所に設置しております。 一方、1つの負圧警報装置に対し、数か所の負圧を確認しておりますが、建屋内の負圧を十分に 監視できていることがわかるよう、添付説明書に負圧を確認している部屋及び負圧の基準値が わかるように記載致します。	・図ト制-気8(1/6) (P3811)、気8(2/6) (P3812)、気8(3/6) (P3813)、気8(4/6) (P3814)、気8(6/6) (P3815) ・添付説明書-設6(P5944～5949)
2749	1218-廃棄（降）1 （気圧系共通） ・気圧系共通で、申請書本文の設備員数は許可（171頁）における個数（1式）と今回の設工 認の基数/員数がダクト・ダンパ等において、変わっているが（1式=2式）どのようにカウ ントしているのか？考え方を説明願います。 物として、気圧(6)の申請本文（72頁）給気ダクト・ダンパ2式、排気ダクト・ダンパ2式と系 統図（3.531頁～）は不整合ではないか。給・排気ファンや高性能フィルタの員数と合わか ない。	例えば、給気ダクト・ダンパは許可（171頁）で1式と記載がありますが、安全機能一覧（73、 74頁）では安全機能番号(701)、(705)の2式があり、本設工認では安全機能番号（701）と (705)のそれぞれの仕様書をつけているため、その員数を2式としています。 また、(701)の員数について仕様表では許可の記載ページの全体の員数（1式）と設置場所に もつづく員数（各1式）の2種類を併記していますが、「3.（1）変更の概要」の72頁では、 前者の全体の員数（1式）に（705）の全体の員数1式を合計して2式としています。	-
2750	1218-外部衝撃1 仕様表において、[99-設3] F3 巻巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 巻巻に耐えるようボ ルトで固定する。とあるが、ボルト以外の固定方法（溶接）について添付説明（P6379）に 記載がない。また許容値（P5402）についても同様。 さらに、ロータリーキルンの上方の固定をしていないか、このような機器に対 する考え方を基本方針に追加すべきでないか。	ボルト以外の固定方法（溶接）及び部材の許容値について説明を追加します。 ロータリーキルンはF3巻巻による鉛直方向発生荷重と自重を比較し、自重のほうが大きいこと を確認しており、その考え方を記載します。	・添付説明書-設4(P5779、P5780)
2751	1218-外部衝撃2 ロータリーキルンの軸方向許容応力300 [N/mm <sup>2</sup> ]とは、どの部材の許容値を指しているのか 説明すること	ロータリーキルンの軸方向許容応力300[N/mm <sup>2</sup> ]はロータリーキルンを支持するローラーを固 定するボルトの値を記載しています。実際にはNo.2750にて回答のとおり、F3巻巻による鉛直 方向発生荷重は自重より小さく、ボルトには荷重が発生しないため、記載を修正します。	・添付説明書-設4(P5788)
2752	1218-外部衝撃3 P5380の1.2.4.3.パネルに対する評価の説明において「このため、耐震評価で槽やパネルと いった閉じ込め機能を有する部材を評価している設備・機器については、パネルの発生応力 を評価することなく、耐風圧設計であることを確認できる。」としているが、この結論を導 くためには、耐震評価と耐震評価それぞれの発生応力と許容応力との関係について説明が不 足しているため、適切な記載とすること。	当該箇所の巻巻評価と耐震評価の考え方について、記載を適正化します。	・添付説明書-設4(P5780)
2753	1218-外部衝撃4 ロータリーキルン（94）[8.1-設6] また、配管は損傷しないような支持間隔で保持する。に ついて、P4597ではどの支持間隔表を用いるのが示されていないため説明すること、また、 屋外のインターロックのケーブルの防護方法について説明すること。	ロータリーキルンの屋外水素、窒素配管は、図イ系-6に示す通りSUS配管を使用しており、支 持間隔として5次申請の添付設3-2-2表を使用しています。過去の申請を参照しないこととな り、6次申請の配管条件を包絡している5次申請の添付説明書-設3-2及び添付説明書-設3-3の 内容に変更します。 屋外インターロックのケーブルは火災の防護を目的とし、金属管に収納されています。耐震の防 護については、余長があり、ケーブル事態に可燃性を有しているため、問題ないものと考えて おります。 過去の申請を参照している箇所については追って整理したものを送付します。	-（2810で対応）

NR4廠からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2754	1218-外部衝撃 ・ [99-設3] P226金属容器 (溶液・スラリー) 用台車について、F3巻巻対策としてワイヤで固定する旨記載があるが、金属容器・台車及び台車-アンカーボルト間でやっているという理解で良いか。また、P5381添付説明書4の1.1.3において「ワイヤを介してアンカーボルト等で固定する」とあるが、この固定用アンカーボルトは平面図上何処に打ち込まれているもので、これらの機器はF3巻巻時どこに移動させるのか	・ 金属容器は、メンテナンス時の残留溶液の回収に使用するので、容器は長期間台車の上に設置しません。したがって、巻巻脱来の可能性がある場合に、台車上に金属容器を設置してないため金属容器-台車はワイヤ固定しません。(未使用時、金属容器は巻巻の影響を受けない場所に保管します。) ・ 当該台車は十分の強度のある設備の柱にワイヤ固定します。巻巻到来時に、台車を使用している場所の近傍に適切に固定する運用としていきます。	-
2755	1218-外部衝撃 ・ [99-設3]ワイヤの強度はF3巻巻に対し十分な耐力を持つことを確認しているか。	・ 添付説明書はF3巻巻に対し、ワイヤで固定します。	-
2756	1218-外部衝撃 ・ [99-設3] P4683技術基準説明において保安措置機(921)、[923]はF3巻巻に対しワイヤで固定する旨の記載があるが、P5381添付説明書4の添設図4-1表において固定する設備、機器一室に保安措置機の記載がない、これは正しいか	・ 添付説明書一設4の添設図4-1-1表の一室に登記します。	・ 添付説明書一設4(P5781)
2757	1218-外部衝撃 ・ p370イオン交換装置 (吸着塔)、p374酸洗装置等。工場機械換気場の廃棄物処理室、チェックタンク室に設置する機器にも、F3巻巻に係る設計が記載されているが、廃棄物処理室、チェックタンク室は、F3巻巻で屋根が損傷しても天井 (上階の機械室の床) があることで、影響を受けないのではないか。	ご指摘のとおり、廃棄物処理室、チェックタンク室には天井 (上階の機械室の床) があることで、影響は受けないと考えておりますが、廃棄物処理室、チェックタンク室には、ウランを取り扱う化学処理施設の設備を設置するので、保守的にチェックタンク室の設備についても巻巻荷重はかかるという評価としていきます。	-
2758	1218-外部衝撃 ・ p353過機 (廃液用)。P2671図イ設-85(1/2)。工水を供給する配管が図面から読み取れない。	過機(廃液用)には純水を供給します。図イ系-9(1/3)および図イ設-85(1/2)にて、当該機器入口ラインに純水供給ラインを示しています。	・ 表イ設-85 (P373) ・ 表1-2-1設工認呈取(P4640)
2759	1218-外部衝撃 ・ p393リサイクル液受槽、p2706~2708図イ設-104(1/5)~(3/5)。p395洗浄液受槽、p2712図イ設-105(2/3)。工水を供給しているが、[5.4.1-建8(4次)]ストレーナの設置」は該当しないのか。	ご指摘の通り、工水を使用する機器には[5.4.1-建8(4次)]の設計番号を取りますので、記載を適正化致します。	・ 表イ設-104 (P413)、105 (P415) ・ 表1-2-1設工認呈取(P4641)
2760	1218-外部衝撃 (廃液) 1 ・ p1546気筒(1)給気ファン(1)。F3巻巻に係る設計の記載が無いが、当該設備を設置する機械室は、F3巻巻で屋根が損傷しても天井 (上階のフィルタ室の床) があるため、F3巻巻の影響は受けにくいという整理か。	ご指摘の通りです。	-
2761	1218-外部衝撃 (廃液) 2 ・ p1575気筒(1)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)。外部衝撃が「-」になっている。	排気塔内に設置する排気逆流防止ダンパを屋外設置設備として被覆し直し、外部衝撃の記載を検討致します。	・ 表ト設-気11 (P1715)、気14 (P1728)、気36 (P1782)、気39 (P1794)
2762	1218-外部衝撃 (廃液) 3 ・ p1578気筒(1)給気ダクト・ダンパ。F3巻巻に係る設計の記載が無い。屋外に設置される系統、最上階のフィルタ室に設置される系統は、F3巻巻の影響を受けるのではないか。	屋外に設置されるダクトは、F3巻巻の影響を受け飛来物となっても、十分軽い為、F3巻巻の評価の対象外としております。 最上階のフィルタ室には床があり、ダクトが飛来物となっても床下への影響はないためF3巻巻の評価の対象外としております。 RC床がF3巻巻に耐えることについて追加の申請書に記載いたします。	・ 追表イ建-1-2 (P155) ・ 図イ建-3-2-1 (P2299) ・ 添付説明書一建3 (P5165)
2763	1218-外部衝撃 (廃液) 4 ・ p1583気筒(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→HEPA)。F3巻巻に係る設計の記載が無い。最上階フィルタ室に設置される系統は、F3巻巻の影響を受けるのではないか。	上記の通り、最上階のフィルタ室には床があり、ダクトが飛来物となっても床下への影響はないためF3巻巻の評価の対象外としております。 RC床がF3巻巻に耐えることについて追加の申請書に記載いたします。	- (#2762と同様)
2764	1218-外部衝撃 (建) 1 付属建物第3廃棄物倉庫/廃棄物貯蔵設備(5) ・ 1.503貫仕機第3廃棄物貯蔵設備(5)の地盤・巻巻 (F3) 対策の転倒及び落下防止処置の記載が1次申請の廃棄物貯蔵設備(7)の記載と若干異なる (角形容器用のベルトラッシング・スリングベルト) が、同等と考えて良いか?	1次申請の廃棄物貯蔵設備(7)は、建物(廃棄物管理棟)がSRC構造のため、外壁、屋根の損傷はありません。一方、今回申請する廃棄物貯蔵設備(5)は、建物(第3廃棄物倉庫)がF3巻巻により外壁、屋根に損傷を受けることを考慮して、より強固に固着する設計としているため1次申請と本申請では記載が異なっています。	-

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2765	1218-非常用電源 (廃) 1 気塵全般 ・副変電所の遮断機を介し、ディーゼル発電機に接続する排気ファン設備 (例: 緊急対策設備(1)の事例の様に) 排気ファンの外形図 (3.544~3.552頁) に記載すること。また、排気ファン等の設備とディーゼル発電機を繋ぐケーブルの仕様の仕様に記載すること。また、負荷ケーブルの申請は次回なのか、明確にすること。	配線図を図1に記載します。 仕様書の[10.1-設57][24.1-設4]に、ケーブル電圧仕様を記載追加し、今回、気塵設備として申請します。	・表ト設-気4 (P1694)、気5 (P1697)、気6 (P1700)、気31 (P1770)、気44 (P1809)、気64 (P1834)、気75 (P1858) ・図ト設-気1 (P3696)
2766	1218-非常用電源 (廃) 2 ・P1551(気塵(1))排気ファン(1)等、排気ファンの中、非常用DGに接続するものを仕様書で明確化すること。	前回№2706にコメントを頂きましたが、仕様表には図ト設とすべきところを表ト設と記載して頂いておりました。ご指摘の件に關しましては図ト設-気1に非常用電源に接続するファンを記載させていただきます。	-
2767	1218-非常用電源 (廃) 3 ・非常用DGに接続する気塵(1)設備 (排気ファン、スクラバ) について、それぞれの負荷容量を仕様書に明記し、その合計値が、許可P添5-113の (添五) -第リ-2.3 表の気体廃棄設備全体の負荷容量と超過がないことを説明すること。	図ト設-気1の表に負荷容量を記載します。また、閉じ込めの添付説明書に全体負荷容量と比較できるように記載し、非常用電源の適合説明書からも引用できるように記載いたしました。	・図ト設-気1 (P3696) ・資料2.1 設 (P4854) ・添付説明書-設6 (P5950~P5952)
2768	1218-非常用電源 (廃) 4 ・P4670資料設2.1. 排気ファンについて、非常用DGに繋ぐ・繋がないの整理について説明すること。許可では、「1種管理区域の負圧を維持するための局所排気系統、・・・」とあるが、P4670資料設2.1に記載されている40Eは室内排気系統。27E・271E (チェッキングタンク室) 局所排気系統(2)は記載されていない。	前回№2705のコメント回答の通り、非常用電源に接続する排気ファンは、停電時のカランの閉じ込めを考慮し、基本的に局所排気系統の排気ファンを選定しております。 27E系統は局所排気系統ですが、当該部屋に設置する他の局所排気系統で負圧を維持できるところから、非常用電源に接続していません。 また、第2核燃料倉庫は局所排気系統を持たないため室内排気系統(40E)を非常用電源に繋いでおります。	・添付説明書-設6 (P5950)
2769	1218-非常用電源 (廃) 5 許可P添5-113の (添五) -第リ-2.3 表にある「工程設備」とは具体的にどの設備を示しているのか。当該設備はいつの設工認で申請されるのか。	選定方針に關しましては添付説明書への記載を後致致します。 工程設備とは、スクラバ (蒸発・加水分解系統) 他及び電気戸開遮断機等があります。スクラバ (蒸発・加水分解系統) 他は、気体廃棄設備他として設工認申請しておりますが、事業許可の非常用電源負荷系統上は工程設備に分類しております。一方、電気戸開遮断機等は電気戸 (焼結炉、部品製造ロウ付炉など) の外殻を冷却するための冷却水ポンプ・循環ポンプ・クーリングタワー設備等は、安全機能ではなく財産保護・製品品質維持を目的として非常用電源に接続しているものであり、設工認対象ではありません。	-
2770	1218-非常用電源 (建) 1 ・無停電源装置については、今回の申請に含めていないが、次回以降の申請の項目リストに未反映等で不明確。 例、付属建物第1廃棄物処理所の仕様表1,459頁、次回以降の表1,540頁)	記載を適切に追加いたします。 仕様書の設計番号[24.2-建1]に「無停電源装置(889) (次回以降申請)」と記載し、次回以降申請であることを明確にします。 また、次回以降申請の表の「非常用電源設備」に設計番号[24.2-建1]無停電源装置(889)を追加します。 また、新呈取表の非常用設備、放送設備の設計番号[24.2-建1]の○に*9を付記し、脚注に「*9: 無停電源装置は次回以降申請」と追記します。 対象は、シンダダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所です。	・表イ建-1-1 (P139) ・表イ建-4-1 (P191) ・表へ建-1-1 (P158) ・表へ建-4-1 (P1205) ・表ト建-1-1 (P1543) ・表ト建-1-2 (P1560) ・表ト建-1-3 (P1571) ・表ト建-4-1 (P1677) ・表ト建-4-2 (P1679) ・表ト建-4-3 (P1681) ・表ト建-4-4 (P1683) ・表1-1 (P4631)
2771	1218-地盤1 ロータリーケルン (94) 地震時壁架供給系 (図面P2575) を設置するコンクリートサポート基礎の地盤の支持性能の確認結果及び形状について説明を加えること。また、コンクリートサポート基礎は、転倒工場とは独立しているのか。	地盤の支持性能の確認結果については、資料2設の資料設2-1表に記載しています。地盤の形状については、記載が不足しておりましたので、追記させていただきます。 また、コンクリートサポート基礎は、転倒工場とは独立しています。	・図イ設-37(7/16) (P2728) ・資料2設(P4717~4718) ・図ト配-液1(2/2) (P3557)



NR4機からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	その他構成機器の機器について、親機と同様の評価手法、同重要度分類により、耐震性を確認しており、その旨を基本方針書に追記します。 5次申請コメント回答MSR-20-011で示したように、仕様表に記載の申請機器の中で、耐震評価が厳しいもの、特徴的な構造のものについて評価結果を示しています。その旨を基本方針書に追記します。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	添付説明書-設3(P5681)	第2回補正申請書の記載箇所
2772	1218-地震1 添付説明書-設3、耐震設計に関する説明書 (基本方針書) ・本申請設備のうち、その他構成機器として耐震計算結果が示されないポンプ、プロワ、ヒータ等 (ADUバグフィルタのプロワ、熟成槽のADUラリポリポンプ他) についてはどのような方針で耐震性を確認しているのか。本申請における耐震評価の記載範囲、考え方については基本方針書に追記のこと。	その他構成機器の機器について、親機と同様の評価手法、同重要度分類により、耐震性を確認しており、その旨を基本方針書に追記します。 5次申請コメント回答MSR-20-011で示したように、仕様表に記載の申請機器の中で、耐震評価が厳しいもの、特徴的な構造のものについて評価結果を示しています。その旨を基本方針書に追記します。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	添付説明書-設3(P5681)	第2回補正申請書の記載箇所
2773	1218-地震2 添付説明資料 (P5318) (3) 拘束条件について、並進3方向固定の例が添設設3-2図に示されているが、固定とするモデルの例示、(1点固定、2点固定) も示すこと。また、ボルト固定以外の機器についての拘束条件 (溶接等) 設定の考え方を示すこと。	拘束条件について、並進3方向(2点固定)、固定 (溶接、1点固定)、並進2方向 (ローラー固定) について、記載します。	拘束条件について、並進3方向(2点固定)、固定 (溶接、1点固定)、並進2方向 (ローラー固定) について、記載します。	添付説明書-設3(P5671)、P5682、P5683	
2774	1218-地震3 添付説明資料 (P5318) モデル化方法について記載があるが、今回の申請対象の評価方法を網羅的に記載する必要がある。、ロータリーキルンなど、このモデル化方法の基本方針によらない設備がある場合、そのモデル化方法及び妥当性について説明を加えること。	拘束条件について、並進3方向(2点固定)、固定 (溶接、1点固定)、並進2方向 (ローラー固定) について、記載します。	拘束条件について、並進3方向(2点固定)、固定 (溶接、1点固定)、並進2方向 (ローラー固定) について、記載します。	添付説明書-設3(P5682、5683)	
2775	1218-地震4 添付説明資料 (P5319)、ヤング係数の高低によってモデル化方法を判断するとしているが判断の基準が示されていない。	拘束条件について、並進3方向(2点固定)、固定 (溶接、1点固定)、並進2方向 (ローラー固定) について、記載します。	拘束条件について、並進3方向(2点固定)、固定 (溶接、1点固定)、並進2方向 (ローラー固定) について、記載します。	添付説明書-設3(P5672)	
2776	1218-地震5 添付説明資料 (P5373)、耐震重要度分類第1類及び第2類設備については5次申請書「添付説明書-設3-2 配置の耐震性に関する説明書」に従い支持点を設定する。とあるが、標準支持間隔法を採用しない設備の評価方法については、記載が簡略化されているため、明確化する。	標準支持間隔法を採用しない設備の評価方法については、記載が簡略化されているため、明確化する。	標準支持間隔法を採用しない設備の評価方法 (3次元はリモデル) については、審査ガイドに沿って、その手法についての説明を記載します。	添付説明書-設3-2(P5709~P5732、P5734~P5735)	
2777	1218-閉込 (廃) 2 P1626-1629 「高性能エアフィルタ」の仕様表について、閉じ込め機能が「-」となっているが、当該設備は閉じ込め機能を担わないと整理しているのか。許可時点の説明でも閉じ込め機能を有する設備としていたはずであり、廃棄施設として記載されている内容と記載が被っても、閉じ込めに係る方針を記載すべきではないか。	当初は技術基準に照らし合わせて整理をし、廃棄施設にのみ記載しておりました。ご指摘の通り、事業許可の整理に合わせ閉じ込めへの記載を後付致します。	当初は技術基準に照らし合わせて整理をし、廃棄施設にのみ記載しておりました。ご指摘の通り、事業許可の整理に合わせ閉じ込めへの記載を後付致します。	葉ト設-設7 (P1702)、葉8 (P1704)、葉9 (P1710)、葉32 (P1772)、葉33 (P1776)、葉34 (P1778)、葉45 (P1811)、葉65 (P1837)、葉76 (P1861) 添付説明書-設6 (P5862)	
2778	1218-廃棄1 P2401の[134]フードボックス (混合装置) から気体廃棄設備 (1) への矢印が2箇所あるが2箇所あるのか。P2613の図面では1箇所。どちらが正しいのか。正しい方に適切に修正すること。	1箇所が正ですので、図イ系-8を適切に修正させていただきます。	1箇所が正ですので、図イ系-8を適切に修正させていただきます。	図イ系-8(2/3) (P2554) 図イ系-補1(15/23) (P2577)	
2779	1218-廃棄2 P3425のリストに[148]粉末集塵装置が無い。P2425、P2633の図では、[148]粉末集塵装置から気体廃棄設備 (1) への矢印が出ている。これらの図とリストの整合が取れていないため、適切に修正すること。	記載が穴数合となっており、適切に修正させていただきます。	記載が穴数合となっており、適切に修正させていただきます。	図ト系1-10(5/5) (P3583)	
2780	1218-廃棄3 p.3473図ト系2-8(2/2)の気体廃棄設備(2)に接続されるIFベレット加工室内設備リストにおいて、仕線上接続されている[284]フードボックス (粗成型プレス) が無いが、p.2900図ハ系-1(2/5)等の図では接続されており、整合がとれていないため、記載漏れであれば適切に修正すること。	挿入いたしました。 適切に修正させていただきます。	挿入いたしました。 適切に修正させていただきます。	図ト系2-5(2/3) (P3630)	

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	記載が不適切でしたので、注釈を適切に修正させていただきます。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2781	1218-その他1 P2538,2639の図面の[157]リフタについて*3の「各容器の下面に対して20mm以上」の意味するところ及び*3を記載する位置から、ストッパーを容器の底面から20mm以上離れた位置に設置する意味なのか、20mm以上のストッパーを設置するのかわからないので意図が分かるように図面若しくは注釈を修正すること。	記載が不適切でしたので、注釈を適切に修正させていただきます。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 図イ設-23 (P2885)、33(1/4)~(4/4) (P2708~2711)、67(1/3)(2/3) (P2791~2792)、80(2/2) (P2816)、120(2/2) (P2887) ・ 図へ設-3 (P3454)、7 (P3463)、8 (P3465)、9 (P3466)、11(1/2) (P3468)、13 (P3472)等
2782	1218-その他2 P2623の[139]粉末照像機の図面にある部材で楕円形の部分にアングルのハッチングがかけられている。プレートを使用するのであれば適切に修正すること。	プレートが正ですので、適切に修正させていただきます。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 図イ設-20(1/6) (P2669)、25(1/3) (P2690)、27(1/2)(2/2) (P2696~2697)、37(4/16) (P2725)、40(1/4) (P2741)、45 (P2753)、47(1/3) (P2757)、49(1/2)(2/2) (P2761~2762)、57(1/2)(2/2) (P2775~2776)、60(1/3) (P2781)、67(1/3)(3/3) (P2791, 2793)、123(5/8)~(8/8) (P2895~2898)、124(1/2) (P2899)、125(1/2)(2/2) (P2901~2902)、126 (P2903)、127 (P2904)、128(1/2) (P2905) ・ 図ト設-液1(1/2) (P3756)
2783	1218-その他3 図面P2631,仕様書P304,材料一覧P492[147]スラグコンベアのベルトも[ ]の材料を使用しているのか。[ ]で無い場合、仕様表等に記載しない方針をどのように整理しているか説明すること。P5209の表に記載されている材料に書いてない理由は何が記載の整理について説明すること。	スラグコンベアの材質は[ ]です。これは、缶内ケージング内で取り扱うのもので、安全機能であるウランの閉じ込めを期待するものはケージング部ですので、材料一覧には記載していません。P5209は材料一覧に記載しているもので、難燃材・可燃材のものについて記載しています。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 図イ系-2(1/2)(2/2) (P2540~2541)、4(1/2)(2/2) (P2544~2545)、5(1/2)(2/2) (P2546~2547)、6(1/4)(2/4) (P2548~2549)、10(3/4) (P2561) ・ 図イ系-樺1(3/23)(4/23) (P2565~2566)、樺1(7/23)~(12/23) (P2569~2574)、樺1(15/23) (P2577)、(17/23) (P2579)、(22/23) (P2584) ・ 図へ設-10 (P3467)、11(1/2) (P3468) ・ 図ハ系-樺1 (P3071)
2784	1218-その他4 図面P2387等の配管の仕様を示す部分に、[ ]との記載があるが、[ ]で正しいのか。[ ]ではなく[ ]であれば適切に修正すること。	[ ]が正ですので、適切に修正させていただきます。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 図イ系-2(1/2)(2/2) (P2540~2541)、4(1/2)(2/2) (P2544~2545)、5(1/2)(2/2) (P2546~2547)、6(1/4)(2/4) (P2548~2549)、10(3/4) (P2561) ・ 図イ系-樺1(3/23)(4/23) (P2565~2566)、樺1(7/23)~(12/23) (P2569~2574)、樺1(15/23) (P2577)、(17/23) (P2579)、(22/23) (P2584) ・ 図へ設-10 (P3467)、11(1/2) (P3468) ・ 図ハ系-樺1 (P3071)
2785	1218-廃棄4 気体廃棄設備(4)を設置する第3核燃料倉庫に関する仕様を添付すること。	気体廃棄設備(4)については、第3核燃料倉庫の建物と合わせて7次で申請することといたします。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	付属建物第3核燃料倉庫に設置する気体廃棄設備(4)については、次回以降申請といたします。
2786	1218-外部衝撃 (建) 2 (P4777) (添付説明書-建3) 「2.3.巻巻防護設計の組合せ荷重」において加工施設においては飛来物衝撃は発生しないためWmiは考慮しないこととあるが、F3巻巻においては飛来物を考慮するのではないのか。	P4777の2.3.の記載は、F1巻巻の評価に対する組合せ荷重の考え方です。事業許可の(添五)-29に記載のとおり、F1では飛来物となりえるものはプレハブ物置であるが、固縛することで飛来物の考慮は不要としています。 F3巻巻の飛来物に対する考慮は、P4781の5.3項に記載しています。F3巻巻についても、事業許可の(添五)-34に記載のとおり、敷地内の飛来物を影響範囲外へ設置するか、固縛することや、公道からの車両は敷地境界の防護フェンスで防護する設計によりWmiは考慮せず、遠方である敷地外から単独で飛来する軽トラックとプレハブ物置に対し建物で防護する設計としています。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 添付説明書-建3-XI (P5160) ・ 資料23建 (P4860)
2787	1218-外部衝撃 (建) 3 (P4803) (添付説明書-建3) 第2廃棄物処理所の評価結果において、渡り廊下の結果が記載されているが、仕様書P1488では渡り廊下の仕様記載されていないので追記すること。	第2廃棄物処理所の仕様表を渡り廊下の仕様が明確になるように見直します。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 添付説明書-建3-XI (P5160) ・ 資料23建 (P4860)
2788	1218-外部衝撃 (建) 4 (P4808) (添付説明書-建3) 独立遊壁の評価結果において、想定飛来物による貫通の評価結果を記載すること。仕様書P1958 (99-建5) では飛来物に対して貫通しない構造とするとの記載がある。	拝承しました。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 添付説明書-建3-XI (P5160)
2789	1218-外部衝撃 (建) 5 (P4828) (添付説明書-建3) 防護フェンスの設計条件において、飛来物が「乗用車 (パン)」とされているが、事業許可添五-272で敷地外からの飛来物として想定されている車両の内から「乗用車 (パン)」を選定した理由を説明すること。	公道を走行する車両としては、事業許可の(添五)-271の敷地外からの飛来物評価結果、及び(添五)-271の敷地内からの飛来物評価結果に記載の車両の中で、加工施設まで飛来が想定される車両の内、最も運動エネルギーの大きい車両である「乗用車 (パン)」を選定しています。	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	・ 添付説明書-建3-XII (P5162)

NR4廠からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	対応状況	添付説明書-図3-XII (P5164)
2790	1218-外部衝撃 (建) 6 (P4830) (添付説明書-建3) 防護フェンスの評価結果について、杭体の結果を追記すること。また、シャックル等取り付け金物があるのであれば結果を追記すること。	杭体及びシャックルの評価結果を追記します。	
2791	1218-外部衝撃 (建) 7 (P1958) (独立遮断壁_仕様表) 外部火災・爆発に対する性能が記載されていない理由を説明すること。損傷し、遮断機能が喪失しても問題ないのか。	拝承しました。	・表1-建-1-1-1 (P2083)
2792	1218-外部衝撃 (建) 8 (P1958) (外素供給設備障壁_仕様表) 外部火災・爆発に対する性能が記載されているが、損傷せずに求める性能を維持できるのか。(添付説明書-建3) に火災・爆発による評価結果がない。高圧ガス保安法での要求を含めて説明すること。	拝承しました。	・表1-建-1-2 (P2095) ・資料5建 (P4776)
2793	1218-閉込 (廃) 3 ・【No.2718 (後段) の変更】 許可を踏まえ「排気ファンが運転されない限り給気ファンが運転されない設計」(給排気ファンの稼働インターロック) についても、インターロック図に示し、11整理表に記載すること。 (本件が該当する場合、インターロック動作について、申請漏れがないか再確認すること。 併せて、外部電源喪失後、非常用電源が起動した後、給排気ファンがどのような起動するのか説明すること。 ・非常時のみに作動する排風機 (EFA3他、該当するもの) については、非常時の起動方法を説明すること。(インターロックによる自動起動又は手動による起動)	排気ファン停止時に給気ファンが停止するIIの条件が排気ファン停止時の給気ファン起動不可条件を包摂していたため記載しておりませんでした。コメント頂いたので、図面への記載を検討致します。 また、外断電源喪失後、非常用ディーゼル発電機が供給されると非常用ディーゼル発電機に接続された排気ファンのみが運転し、給気ファンは停止しております。 なお、非常時のみに作動する排風機は商用電源が喪失した場合、自動で起動します。非常時の排気ファン作動についてはコメントNo.2767,2768の回答の通り記載を検討いたします。	・図1-制-気1 (P3785～)、気3 (P3796～)、気4 (P3803～)、気6 (P3808～)、気7 (P3809～) ・添付説明書-図6付1(P6004)
2794	1218-廃棄 (廃) 1 ・【No.2729の変更】 P3543図1系図-1において、核燃料物質等を含む廃液を次回以降申請すると説明している点について、次回以降申請する修正図面に廃液処理システムを記載 (修正) したうえで、次回以降申請する範囲を明確にすること。 ・参考資料 (選報版) に記載がないが、どのようなように反映するのか。 「工場等の外に排水を排出する排水路の上には施設の床面がないようにすること。」が分かるように説明すること。【例：系統図に工業用水の供給・排水システム、核燃料物質等を含む系統と区別し、説明する。】	・P3543図1系図-1に示す次回以降申請する設備のうち、工業用水を使用するのは、焼却炉本体の冷却水で核燃料物質等との接触はありません。なお、P3543図1系図-1に示すフラッシュチャンバーでも工業用水を使用する記載としておりましたが、工業用水を使用しないようにするため、工業用水配管を撤去します。 ・焼却炉を冷却する工業用水の廃水は、次回以降申請する廃液処理設備 (3) に排水するため、技術基準第10条への要求事項には該当しません。	・図1系-固1 (P3695)
2795	台車に関する臨界関係の説明書で2次申請について、6次申請についていないものを添付すること。	拝承。加工棟の台車に関する境界安全の説明書を添付します。	・添付説明書-図1-4-付1 (P5437～5443)
2796	1225-外部衝撃1 【コメント回答 (2752) について】 反吹梁P107の1.2.4.3なお書きについて、記載範囲を確認したい。これはパネルのうち、その内部に閉じ込め機能を有する機器を内包する設備のパネルについては、当該内部機器について電巻に対する健全性を確認するため、パネルは評価対象外にするという意図か。そうであれば、その旨がわかるよう適正化すること。	ご認識のとおりです。評価方法の説明に、評価対象の説明を記載しているため、「前欄評価で～」以降の記載を削除します。	・添付説明書-図4(P5780)
2797	1225-外部衝撃 (建) 1 【5.4.1-建311/27の面談資料 (11/20面談反映) P11～を確認すると、ストレナーの記載に下線が引かれている。下線を引いた箇所は今回の申請範囲であるという整理をしているが、今回の申請はあくまで線原に限定されるので下線は不要ではないか。他の下線部分も合わせて、記載を適正化すること。	下線を引いているのは「また、外気取入用ファンの前にフィルタ (粉塵除去用) を設置する」との記載です。このフィルタは今回申請の気体廃棄設備に含まれるため、下線を引いていますが、今回申請のどの施設により安全機能を確保したか (引取りられたか) は、「引取りの仕様表」に記載しております。	

NPA職からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2798	1225-非常用電源 (機) 1 ・P2165の更新/気流全般非常用発電機からの負荷側ケーブルを今回の申請へ含めるといこととであれば、使用電圧、ケーブル仕様 (絶縁有無) も明確に記載すること。	当該ケーブルの使用電圧、ケーブル仕様、トランス仕様、ケーブル仕様、ケーブル仕様、ケーブル仕様は「交流200V (トランスなし) 一級動力用ケーブル」と低圧ケーブルであり、難燃性ではありません。	表1-設-4 (P1694)、表5 (P1697)、表6 (P1700)、表31 (P1770)、表44 (P1809)、表64 (P1834)、表75 (P1858)
2799	1225-警報1 p2868、2869図イ制-104(1/2)(2/2)。「図ト制-1へ」とあるが、今回の申請書に図ト制-1はない。正しくは、「図ト制-101へ」。	ご指摘の通り訂正致します。	図イ制-104(1/2)(2/2) (P3021~3022)
2800	1225-警報2 p5504、名液受槽(2)の検出部位位置が、設定検知位置と合致するべき高さとの差が小さい。十分に保守的な評価に基づいて設定検知位置を示しているのか、問題ないか。	当該槽の流入流量は運転上規定する上限値の約6L/minで評価しており、停止操作に要する時間3分での液位上昇は72mmと算定されています。ただし、実運用上はこれよりも小さい流量 (約3L/min) で運転していることから、液位上昇は36mm程度であり、警報設定値として、十分な余裕を有しています。	-
2801	1225-警報3 [18.1-設]警報設定値は、人間系での対応時間を踏まえ十分な裕度を持った値としているか、保安規定や下位規定で定める警報発報時の体制と合わせて説明すること全てのインターロックの設定値とセット値が本当にイコールでよいのかについて、事業者としての考え方を整理すること	管理区域内での作業は、基本、2人以上の運転員で実施することを保安規定および下位規定で定めています。従って、警報発報時には速やかに盤操作 (ポンプの停止ボタン押下) することが可能であり、液受け入れ停止を短時間で実施することができ、インターロックの設定値とセット値の関係については再度確認いたします。	添付説明書-設6付1(P5995~P6005)
2802	1225-安全機能1 P3427のリストに記載のある、(99)燃焼還元設備 ロータリーキルンは、ロータリーキルンの爆発圧力逃し機構 (99) の誤記か。また、(96)燃焼還元設備 ロータリーキルン(1)は、(96)燃焼還元設備 フードボックス (ロータリーキルン) の誤記か。安全機能番号と設備名の対応が取れていないため適切に修正すること。	P3427のリストには、安全機能番号および仕様表の申請機器名称を記載することとしています。したがって、ご指摘いただいた箇所については、申請機器名としては、ロータリーキルンとしております。また、安全機能-警報番号を併記することで、(99)爆発圧力逃し機構、(96)フードボックス(ロータリーキルン)であることが読み取れるような記載方式としております。このルールに従って記載されているか再度確認し、記載ルールから外れているものについては、適切に修正させていただきます。	図ト系1-9(3/3) (P3578)、1-10(4/5/5/5) (P3582、P3583)、1-11(2/2) (P3585)、1-15 (2/2) (P3591)、1-18(3/3) (P3597)、1-25(2/2) (P3606)、2-2(2/2) (P3626)、2-5(2/3) (P3630)、2-8(2/2) (P3636)、2-13(2/2) (P3642)、2-14(2/2) (P3644)、3-2(2/2) (P3660)、5-2(3/3) (P3680)、6-2(2/2) (P3684)、6-4(2/2) (P3687)
2803	1225-安全機能2 ロータリーキルン爆発圧力逃し機構 (P5295)、断面積(A1)放出面積(A2)に係る寸法 (外径や厚み) について機器図面に示すなどして担保すること。また、(P5297)、ダクトの材質、外径についても同様。	拝承しました。評価条件が明確になるよう、機器図面に反映させていただきます。また、圧力逃しに関すること以外についても、DBA評価に使用している条件を本文に記載するよういたします。	図イ設-37(2/16)(3/16) (P2723~2724) 図ハ設-51(3/8)~(6/8) (P3191~3194) 図ハ設-52(3/8)~(6/8) (P3199~3202) 図ハ設-112(3/7)~(5/7) (P3282~3284)
2804	1225-安全機能3 ロータリーキルン爆発圧力逃し機構 (P5295)、表中の評価部位が、添設設2-3-1図のどの部分に該当するかが説明すること。また、その材料について材料一覧 (P466) に示されており、ポルト本数も図面に記載がないなど、事故に対して健全性を確保するための設計が本文に記載されていないことがあるため、適切に記載すること。	拝承しました。評価部位との関係が明らかになるよう機器図面に反映させていただきます。DBAの評価条件を圧力逃しに関すること以外についても、他の評価に使っている値を本文に記載するよういたします。	別表イ設-36 P486 図イ設-37(2/16)(3/16) (P2723~2724) 図ハ設-51(3/8)~(6/8) (P3191~3194) 図ハ設-52(3/8)~(6/8) (P3199~3202) 図ハ設-112(3/7)~(5/7) (P3282~3284)
2805	1225-安全機能4 ロータリーキルン爆発圧力逃し機構 (P5295)、*2の説明で(インターロックセット値上限)840°Cとあるが、P5292ではセット値は780~990°Cとなっており整合していないため記載の整合を図ること	インターロックセット値の上限としては実運用上保安規定で840°Cとすることとしております。その値をP5295に記載しております。一方、P5292での記載値は熱的制限値に到達しないようにセットする値を記載しております。今回ご指摘を踏まえ、セット値上限を840°Cとして記載させていただきます。また、インターロックの設定値とセット値の関係についてはNo.2801の回答と合わせ、再度確認いたします。	図イ制-21(1/2)(2/2) (P2958~2959) 添付説明書-設2(P5641)
2806	1225-安全機能5 ロータリーキルン爆発圧力逃し機構の評価における温度条件について、(P5295、P5297、P5300)に記載があるが、インターロック設定値、300°C、100°C又は常温というように様々な温度で使用されているが温度設定の考え方に一貫性が無いのではないか。評価部位毎の温度や湿度の切り替え点を示しその妥当性を説明すること。	コメント承知しました。評価部位と評価温度の関係は#2806添付に示します。	-
2807	1225-安全機能6 ロータリーキルン爆発圧力逃し機構 (P5297)、HEPAフィルターの発生応力は判定基準を上回っていることについて説明すること。	正しくは、発生応力は0.0021MPa、それに対し、判定基準は0.00245MPaが正ですので、適切に修正させていただきます。	添付説明書-設2-3(P5646)

NRM殿からのコメントに対する対応状況（6次申請）

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答（注：ページは第1回補正申請書）	第2回補正申請書の記載箇所
2808	1225-地震1 [5.1-設1]P214る過器（転換工程）について、耐震強度を有する十分な支持性を有する設備に設置するとしているが、これは加水設備共通架台（40）沈殿槽の付属設備）を指しているという理解が良いか	六次第1回補正申請書に設置している機器なので、現状の記載としています。	
2809	1225-地震（建）1 [5.1建-3]11/27の面談資料（11/20面談反映件）P11～を確認すると、規制庁からのコメントNo.2599を踏まえ、鉄扉で単独の仕様表を作るのではなく、許可で番号を取った建物の仕様表として記載を差し替えている。差し替えに当たり、[5.1-建3]の記載は削除されているが、これは建物仕様表のどの番号に包含されるのか	技術基準の改定に伴い、4次申請と6次申請では設計番号を変更しています。6次申請（初回申請）の[5.1建-3]は、4次申請の[5.1建-1]となります。[5.1-建1]安全機能を有する施設を竣工する建物、構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地震に設置する。	・表5-1 刈り取り仕様表の設計番号対比表（建物関係）（P4578～4580） ・表5-2 刈り取り仕様表の設計番号対比表（設備関係）（P4581～4585）
2810	1225-地震1 【コメント回答（2753）について】 地震インターロックケーブルの電線管について、当該ケーブルは地震発生時の動作を期待するものであり、地震が発生してもケーブルの防火機能を維持できる設計であること。そのため、その旨をP5212の[1.1.3-設7]に示すなどして明らかにすること。	地震インターロックケーブルの電線管の防火機能は、地震時においても維持される設計であることを添付説明書-設2（P5560）	・添付説明書-設2（P5560）
2811	1225-地震2 【コメント回答（2773、2774）について】 反映案P42（3）に拘束条件の考え方が2通りほど追加されているが、標準的な方法と一部の例外的な方法の区分けが明確でない。標準ケースはP44の（1）及び（2）なのではないか、その上でロータリーキルン等、一部機器について機器名を明らかにした上で、例外となる考案外的方法について説明することで、申請対象全体のモデル化方法を網羅的に示すこと。その際、例外的な方法については、ロータリーキルンであれば、軸方向はガイド部のみ拘束しているといった構造と拘束条件の関係や、軸直方向はローラー支持であり完全に拘束しているものではないが、自重との関係から拘束と見なしているといった妥当性判断の考え方を明らかにすること。	拘束条件について、標準的な方法（3方向並進固定、完全固定）と例外的な方法を明確にします。例外的な方法については、ロータリーキルン、仮焼炉、繰返し粉投入ホップ下部フード、燃料槽ラインコンベアA(3)昇降部、燃料槽ラインコンベアB昇降部のみであり、いずれも水平2方向固定（1方向には移動できる拘束条件）となります。これらの設備、機器について、モデル化方法を記載します。	・添付説明書-設3(P5682、P5683)
2812	1225-地震3 【コメント回答（2776）について】 反映案P103の記載位置及び内容が断片的であり、審査事項に対する説明が不十分である。耐震設計の基本方針、耐震設計上の重要度分類、設計用地震力の算定、使用材料及び材料定数、荷重及び荷重の組合せ、許容限界、地震応答解析、構造設計手法、静的地震力に対する耐震設計といった審査ガイドの項目について、標準支持間隔法と3次元モデルとの差分の整理を行い、差分のあるものについては、現状の標準支持間隔法に対する説明部分に3次元モデルでの考え方を併記するなどとして網羅的に説明できるように記載を工夫すること。	審査ガイドの項目について、標準支持間隔法と標準支持間隔法以外（3次元モデル）に対する記載箇所を以下のように整理しております。3次元モデルについて、必要な箇所について、説明を追記します。 ・基本方針：1. に併記（3次元モデルを追記） ・耐震設計上の重要度分類：3. 及び7. に併記 ・設計用地震力の算定：3. 3. に併記 ・使用材料及び材料定数：4. 3.（1）に記載（3次元モデルを追記） ・荷重及び荷重の組合せ：4. 2. に併記（3次元モデルを追記） ・許容限界：4. 3.（2）に併記 ・地震応答解析：静的地震力の評価なので、対象外 ・構造設計手法：4. 1. に併記（3次元モデルを追記） ・静的地震力に対する耐震設計：方針を3. 1. 及び3. 2. に併記。 条件を4. 3. に併記（3次元モデルを追記）	・添付説明書-設3-2(P5709～P5732、P5734～P5735)
2813	1225-地震4 【コメント回答（2776）について】 反映案P70において、解析コードの記載があるがこれは既工認実績があるものが、無い場合は5次認NAS TRAN同様解析コードの妥当性に係る説明を行うこと。	配管及びダクトで用いている解析コードSAP2000は既工認実績がないため、妥当性にかかわる説明資料を添付にて回答いたします。	
2814	1225-地震5 添付説明資料（P5373）配管の耐震設計について、標準支持間隔法を採用するところがあるが、本申請対象の配管の温度、圧力及び内部流体比重といった条件が明らかでなく、支持間隔法の適用範囲であるか不明であるため、記載の明確化を行うこと。	定ピッチ算出条件は、原則、温度は150°C、圧力は0.97MPa、比重は工場内流体(液体、粉体、気体)の最大値を用いています。これらを上回る条件を評価に用いている配管、ダクトについては、添付説明書-設3-3または、添付説明書-設3-3に評価条件を記載いたします。	・添付説明書-設3-2(P5733)

NPA職からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2815	1225-地震6 ADUバグフィルタ (85) (図面P2550) 、柔構造の上部フードに局所排気の配管が取り合っている。配管の支持間隔を設定する際、この取り合い点はサポート点とするのか、考え方を説明すること。	六次第1回補正申請書において、柔構造の上部フードに局所排気の配管が取り合っている。配管の支持間隔を設定する際、この取り合い点はサポート点とするのか、考え方を説明すること。	第2回補正申請書の記載箇所
2816	1225-地震7 ガスヒータ (97) 、JSME2005ではPSVは200までである。耐震評価上での様に考慮しているが説明すること。また、このような異材質継ぎ手について、耐食性の観点で考慮していることはあるか。	PSVは200までである。耐震評価上での様に考慮しているが説明すること。また、このような異材質継ぎ手について、耐食性の観点で考慮していることはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>表イ設-39 (P2740)</li> <li>図イ制-21(1/2)(2/2) (P2958)</li> <li>添付説明書-設2(P5641)</li> <li>添付説明書-設3 (P5675)</li> <li>添付説明書-設3-1 (P5686)</li> <li>添付説明書-設3-1-付1 (P5701)</li> <li>添付説明書-設6(P5999)</li> </ul>
2817	1225-地震8 【更間 No.2772_1218-地震1】 添付説明書-設3_耐震設計に関する説明書 (基本方針書) 構成機器の耐震設計方針の追加記載(新旧対応表P45) に関し、申請機器の耐震重要度分類と異なる場合として、仕様表、系統図等に個別に記載されている場合は除くことあるが、具体的な設備・機器、系統を示すこと。排ガス冷却装置、コンデンサの排気配管系統は、許可 (P70) では第2類の各申請機器に含まれるが、本申請では局所排気系統として第3類に分類している。その妥当性についても合わせて説明のこと。	当該箇所の記載は、仕様表の「地震による損傷防止」欄及び耐震重要度分類系統図において、その他の構成機器を含め耐震重要度分類を明確化しているため、申請機器とその他の構成機器で分類が異なる場合は各々の分類に従い耐震評価することを説明したものです。申請機器の耐震クラスより下位となる例としては、インターロックの制御部があり、親機とは独立してインターロックの下位に分けて制御部の耐震評価を実施しています。排ガス冷却装置、コンデンサの排気配管系統については、仮焼炉(1類)にはフィルタを設置していますが、万が一のフィルタ破損に備えて後段の配管は耐震1類としています。フィルタが破損した場合、ウランは排ガス冷却装置で回収されるため、排ガス冷却装置は耐震2類としています。排ガス冷却装置以降は、耐震3類ですが、コンデンサは配置、形状を考慮し、保守的に耐震2類としています。なお、コメントNo.2578にて回答のとおり、異なる耐震クラスの接続部における支持間隔の考え方に従い、配管の第1支持点までは申請機器と同じ分類で評価しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料3設(P4766)</li> </ul>
2818	1225-地震9 P181飛散防止カバー仕様表において、地震の損傷防止[6.1-設2]の説明中で「UO2F2配管用防護カバー-架台(転換加工室)」の記載があるが、この架台は飛散防止カバーの付属機器という理解で良いか。その場合は、その他の構成機器に記載すること	ご認識の通りです。当該架台は機器図中の耐震評価部位名称(□囲い)に示すとおり、配管用防護カバーとは独立したモデルとして耐震評価しているため、地震の損傷防止では個別に記載していますが、設備として一体として扱うため、その他構成機器には配管用防護カバーのみ記載しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表イ設-4 (P454)</li> <li>図イ系1(1/2)(2/2) (P2538~2539)</li> <li>図イ系-補1(1/23)(2/23) (P2563~2564)</li> </ul>
2819	1225-地震10 P433飛散防止カバー材料一覧表において、ドレン配管の材料記載がないので記載すること、もしくは記載しない図面について説明すること	現状の記載は、先行申請と同程度とされていますが、重要度を考慮し、材料一覧表に追記致します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>表イ設-37 (P275)</li> <li>表1-2-1 事業許可呈取(P4318)</li> <li>表1-2-1 設工認呈取(P4639)</li> </ul>
2820	1225-閉込1 ロータリーキルン (94) 燃焼チャンバ (図面P2583) について、開口部があるため、仕様表、図面において、閉じ込め性担保のための設計 (風速や負圧) を示すこと。	燃焼チャンバではロータリーキルン排気中の余剰水素を燃焼処理しています。このため、空気を取り入れていきます。ロータリーキルン排気は、ダストチャンバ(フィルタ)及び水封ポットを経由しており、ウランを含まない排気と考えておりますが、局所排気系統に接続することで、角圧を確保する設計としています。よって、燃焼チャンバについては、『[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するため、高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。』こととしますので、ロータリーキルンの仕様表に記載を追加します。また、ロータリーキルン排気→燃焼チャンバまでのウラン、気体廃棄物、液体廃棄物の考え方の整理した結果を#2820添付に示します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>表イ設-37 (P275)</li> <li>表1-2-1 事業許可呈取(P4318)</li> <li>表1-2-1 設工認呈取(P4639)</li> </ul>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	六次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2821	1225-明込2 ローターケーシング [94] の水封ゴット及び水封液受槽は、液体状のウランを取り扱うものとして、仕様表、図面において、耐腐食性材料の使用 [10.1-設38] の設計を示すこと。	材料一覽で材料を示すとともに、仕様表および閉じ込めの添付説明書に液体廃棄物に対する耐食性について説明を追加します。 また、水封ゴットでは、液体状のウランではなく、放射性液体廃棄物を取り扱いますので、[10.1-設38]を「放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。」として修正させていただきます。	表イ設-37 (P275) 別表イ設-37 (P489) 表1-2-1設工認皇取(P4639) 添付説明書-設6星取(P5894)
2822	1225-明込3 [10.1-設22]P5522のUO2F2溶液拡散防止対策表にて、UO2F2貯槽は拡散防止として「飛散防止カバー(2)及びUO2F2溶液配管カバー」を用いているとしているが、「UO2F2溶液配管カバー」ではなく「UO2F2配管用防護カバー」が正式名称だと思われるので、同じものを指す場合は標記の裡れを適正化すること (P180仕様表参照)	ご指摘の通り、p5522の表記を本文表記に合わせて「UO2F2配管用防護カバー」に修正致します。	添付説明書-設6(P5925、5926)
2823	1225-明込4 P199遠心分離機 (洗浄用) について、液体状のウランの逆流防止のための閉じ込めの記載は、[10.1設38]で逆止弁の記載がされている。しかしながら、P5532-の添設6-17表を確認すると逆流防止の方法で①、②と記載されている。このうち①は「供給口を液面に接触しない位置に設置すること」を指しており、[10.1設7]に該当するものである。仕様表に記載されている設計に抜けがあると思われるので、図面とも照らし合わせて設計を確認し、記載を適正化すること。	ご指摘の通り、遠心分離機 (洗浄用) に供給する純水は逆止弁を介してのみの供給となりますので、添設6-7表の記載表記を② (逆止弁の設置) のみに修正致します。	添付説明書-設6(P5936)
2824	1225-明込5 [10.1設38]P197熱成槽の仕様表について、[10.1設38] (逆止弁の設置) の記載があるが、P5532-の添設6-17表を確認すると、逆流防止方法②の記載がない。記載は正しいか確認すること。	図イ系-2 (p238&2388)、図イ設-10 (p2464) に表記しております通り、熱成槽に供給する純水は逆止弁を設置と投入位置により逆流防止を図っています。添付説明書p5532上の表記を修正致します。	添付説明書-設6(P5936)
2825	1225-警報 (廃) 1 2748軍用/気路(6)他警報機数の責任確認箇所 (部屋) と1台の差圧発信器はどのような構成なのか? 明確にして下さい。	各角圧確認箇所と差圧発信器の対応が分かるように、E図の記載を検討します。各々の角圧確認箇所が確認されている部屋については#2748の回答例の通り、申請書に記載いたします。	図ト制-気8(1/5) (P3811)、気8(2/6) (P3812)、気8(3/6) (P3813)、気8(4/5) (P3814)、気8(6/6) (P3815)
2826	1225-警報 (廃) 2 2749の軍用/気路全機式数の記述方法について、12/18面談にて、「許可における安全機能番号を元に該当する項目全体を合計する」との回答があった。そうすると本文70頁の気路(5)では、排気ダクト・ダンプは1式ではなく、2式ではないか? 再点検のこと。	ご指摘のとおり2式が正しく、再点検の上、修正いたします。	別紙 (P71)
2827	1225-明込 3 2793の更動非常時のみに作動する排風機 (気路(5)EF-A3) の自動起動についてもインテラロック図 (3527頁) やインテラロック整理票で記載すること。フィルタの段数の記載が分かりにくいので説明すること。	非常時のみに作動する排風機の選定の考え方、自動起動の方法について、添付説明書に追記致します。また、仕様表に非常用ディーゼル発電機と接続している排気ファンがより明確になるように記載を変更します。フィルタの段数の記載の記載ルールについては、添付説明書で補足するようにいたします。	表ト設-気4 (P1694)、気5 (P1697)、気6 (P1700)、気31 (P1770)、気44 (P1809)、気64 (P1834)、気75 (P1858) 添付説明書-設10 (P6083)
2828	1225-その他1 1549給気ファン (3) の仕様表に記載の8PAC寸法とP3588図ト設-気3の寸法Lが異なる。	記載を適正化いたします。	図ト設-気3(4/4) (P3738)
2829	1225-その他2 [5.4.1-設3]11/27の面談資料 (11/20面談反映) P11~を確認すると、ストレータの記載に下線が引かれている。下線を引いた箇所は今回の申請範囲であるという整理をしているが、今回の申請はあくまで教員に限定されるので下線は不要ではないか。他の下線部分も合わせて、記載を適正化すること。	2797と同じです。	

NRA様からのコメントに対する対応状況 (6次申請)

番号	6次第1回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第1回補正申請書)	第2回補正申請書の記載箇所
2830	1225-非常用電源1【コメント回答(2769)の追加確認について】後半の回答で、電気炉関連設備等の電気炉(焼結炉等)の外郭を冷却するための冷却水ポンプ等は安全機能でないことが説明されている点について、高温となる環境において、焼結炉等の主要な構造部材の耐震強度や閉じ込め機能が、冷却装置に頼ることなく維持できる設計であることを説明すること。	1225-その他3【コメント回答(2764)の追加確認について】 [ ]を [ ]へ修正する点について、[ ]を使用するステンレス鋼管がある場合、当該配管の寸法に影響しないか確認すること。	資料21(P4855)
2831	1225-その他3【コメント回答(2764)の追加確認について】 [ ]を [ ]へ修正する点について、[ ]を使用するステンレス鋼管がある場合、当該配管の寸法に影響しないか確認すること。	1225-その他3【コメント回答(2764)の追加確認について】 [ ]を [ ]へ修正する点について、[ ]を使用するステンレス鋼管がある場合、当該配管の寸法に影響しないか確認すること。	
2832	1225-工事(建)1 (P107) 図イ配準-2にシリンダ洗浄線で取り外す設備・機器が記載されているが、P107の表イ-5で記載されている「9 液受槽」が見当たらないので整合を確認すること。	1225-工事(建)1 (P107) 図イ配準-2の中に当該機器の番号を追記いたします。取り外す設備・機器の番号の他、安全機能番号、区分、一時仮置場所の記載についても整合性を確認いたします。	・図イ配準-2 (P2312) ・図へ配準-2 (P2346) ・図へ配準-3 (P2347) ・図リ配準-1 (P2498)
2833	1225-工事(建)2 (P109) 付属建物シリンダ洗浄線の工事の方法において、UF6を取り扱う建物の工事の留意事項があれば説明すること。	シリンダ洗浄線では、UF6を抜いた後のシリンダに残っているUF4等粉末やウラン溶液を取り扱います。ウランが残っていない状態にしてから工事を実施します。	
2834	1225-工事(建)3 (P112) 図イ1-1において、P107の表イ-5に記載されている設備・機器の取り外しは、復旧の記載がない。(共通) 第一種管理区域で発生した廃材の廃棄方法は記載されているが、第二種管理区域で発生した廃材の廃棄方法について説明すること。	設備・機器の取り外しは準備工事としてP133に記載しています。当該設備の復旧は7次申請に記載します。第二種管理区域で発生した廃材については、社内担当部門にて放射性物質による汚染がないことを確認後、NR廃棄物として焼却処理して処分します。	
2835	1225-工事(建)4 (P141) 図ト1-4において、除染室・分析室の取り外し工事の記載がフローにない。	表ト-8に示す除染室・分析室にある設備・機器の取り外し工事は、準備工事としてP1443の工事フローに記載しております。当該設備の復旧は7次申請にて記載します。	・添付説明書-版10 (P6085-P6088)
2722	1211-廃棄(廃)1 追加回答・気流系共通で、排気ファンの排気容量(能力)が許可(172頁)に記載の処理能力を満足していることが分かるよう、個々の排気風量を仕様表(1,708頁)「その他の性能」等に記載を検討方針。	12/28 追加回答 各気体廃棄設備の排気能力は各排気ファンの仕様書の廃棄施設に[20.1-設71]として記載しています。この排気能力は設計として求められるものであり、また検査対象であるため仕様表に記載しています。一方、個々の排気ファンの排気量については、定格風量の合計で各気体廃棄設備としての排気能力を有することを確認していますが、他の設備機器等から求められる排気量も鑑みて調整されるものであり、個々の排気ファンの定格風量を満足する必要があるものとしております。ただし、ご指摘の通り、個々の排気ファンの定格風量を満足する必要があるものが、各気体廃棄設備の排気能力を確保できていることを確認できる記載が不足していることから、添付説明書資料-版10に追記します。	

注:仕様書の頁は仕様書の最初の頁としている。